

# 第4次 那須塩原市 男女共同参画行動計画

令和5年度～令和9年度



令和5年3月  
那須塩原市



## 男女共同参画社会の実現に向けて

本市では、平成19年3月に那須塩原市男女共同参画推進条例の制定に併せて「那須塩原市男女共同参画行動計画」を策定してから、現在の「第3次那須塩原市男女共同参画行動計画」（平成29年3月策定）に沿って、男女共同参画社会づくりに向けて各種施策に取り組んでまいりました。



今日、少子高齢化が進み、本格的な人口減少社会が到来し、単身世帯の増加など世帯構成が大きく変化する中で、社会の多様性と活力を高め、経済発展を維持していくために、性別にかかわらずすべての人が活躍できる社会の実現が求められています。

令和3年度に実施した「男女共同参画社会に関する意識調査」の結果からは、「女性と仕事」について、「子どもができて、ずっと職業を続ける方がよい」と回答した人が前回調査時（平成30年度）から10.2ポイント増加しており、市民の意識が変化しつつあることがわかります。しかしながら、「社会全体で男女の地位が平等になっている」と考える人の割合は依然として低く、また、保育施設や学童施設の充実や配偶者からの暴力など、改善が必要な課題も見えてきました。

令和5年度からスタートする「第4次那須塩原市男女共同参画行動計画」では、これまでの取組の成果と課題を踏まえ、「男女共同参画の意識づくりと環境整備」、「あらゆる分野における男女共同参画の推進」、「男女の人権尊重と暴力の根絶」を基本目標に掲げ、各種施策を総合的に推進することといたしております。

市民の皆様には、家庭、学校、地域、職場などのあらゆる場で、男女が共に輝く社会の実現に向けた取組に御協力いただきますようお願い申し上げます。

結びに、この計画の策定に当たり、熱心に御審議いただきました那須塩原市男女共同参画審議会委員の皆様をはじめ、貴重な御意見や御提言をお寄せいただきました皆様、男女共同参画社会に関する意識調査に御協力をいただきました皆様に心から御礼を申し上げます。

令和5年3月

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

## 目次

第1章 計画の趣旨	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	2
3 計画の期間等	2
第2章 那須塩原市の現状と課題	3
1 那須塩原市の状況	3
2 第3次行動計画の進捗状況	6
第3章 計画の基本的な考え方	22
1 基本理念	22
2 基本目標	23
3 計画が目指す男女共同参画社会のすがた	24
4 計画の体系	25
第4章 施策の内容	26
基本目標Ⅰ 男女共同参画の意識づくりと環境整備	26
施策の方向1 男女共同参画意識の醸成	26
施策の方向2 ワーク・ライフ・バランスの推進	26
施策の方向3 子育てと教育の場における男女共同参画の推進	28
基本目標Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画の推進	29
施策の方向1 地域活動における男女共同参画の推進	29
施策の方向2 政策・方針決定過程への女性の参画推進	30
施策の方向3 就労の場における女性の活躍推進	31
施策の方向4 生涯を通じた男女の生活環境の整備	32
基本目標Ⅲ 男女の人権尊重と暴力の根絶	34
施策の方向1 人権意識の醸成	34
施策の方向2 男女間のあらゆる暴力の根絶	35
施策の方向3 困難を抱える男女への支援	36
第5章 計画の推進	37
1 推進体制の充実	37
2 計画の進行管理の強化	37
3 計画が目指す目標値	38
用語解説	43
《附属資料》	
1 第4次那須塩原市男女共同参画行動計画策定経過	46
2 男女共同参画社会基本法	47
3 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	49
4 那須塩原市男女共同参画推進条例	55
5 那須塩原市男女共同参画推進条例施行規則	57
6 那須塩原市男女共同参画審議会委員名簿	58
7 那須塩原市男女共同参画推進本部設置要綱	59
8 那須塩原市男女共同参画推進本部の構成	60

# 第1章 計画の趣旨

## 1 計画策定の趣旨

我が国では、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、国際社会の取組と連動しつつ男女平等の実現に向けた様々な取組が進められてきました。

平成11年6月に制定された「男女共同参画社会基本法」では、『男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現』が21世紀の我が国の社会を決定する重要課題と位置付けられています。

また、栃木県では、平成14年12月に「栃木県男女共同参画推進条例」を制定し、令和3年2月には、「とちぎ男女共同参画プラン〔第5期計画〕」を策定しました。

本市においても、平成19年3月に「那須塩原市男女共同参画推進条例」を制定し、同時に条例の目的を達成するため「那須塩原市男女共同参画行動計画」（平成19年3月制定）から現在の「第3次那須塩原市男女共同参画行動計画」（平成29年3月策定）に沿って、市民、事業者及び国・県とともに男女共同参画社会の形成に関する取組を、総合的かつ計画的に推進してきました。

しかしながら、男女共同参画についての市民の理解や取組は広がりつつあるものの、未だ根強く残る固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）を背景とした課題が残っています。また、依然として、配偶者やパートナーからの暴力（DV）による被害や各種ハラスメント、ワーク・ライフ・バランス、政策・方針決定過程への女性の参画など、多くの課題が残されています。

平成27年には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が制定され、女性の職業生活における活躍を推進するための基本方針や事業主の行動計画の策定、支援措置等が示されました。

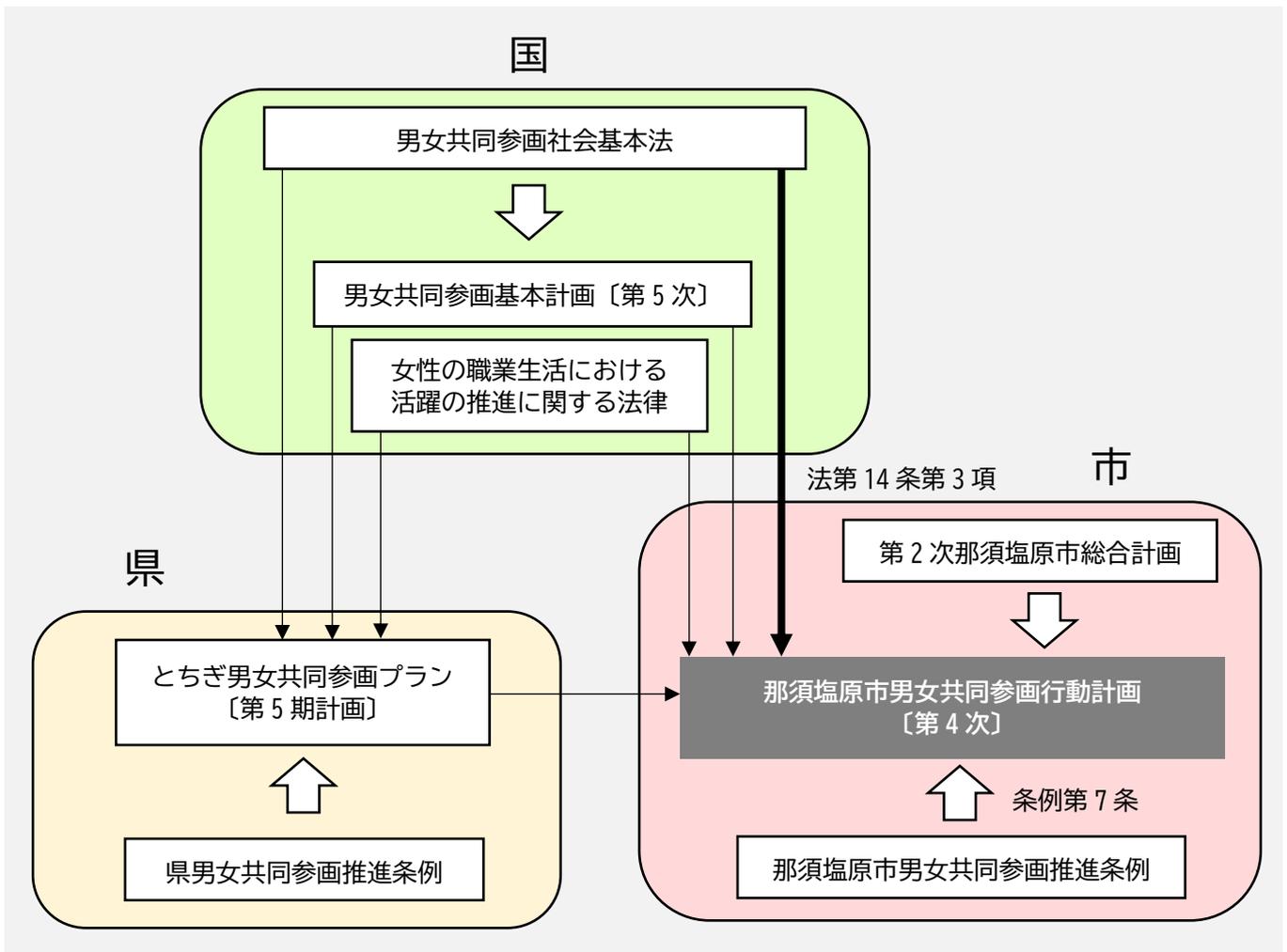
那須塩原市は、男女共同参画社会や性別に限らず様々な属性と個の違いを尊重するダイバーシティを促進することで、新たなイノベーションなどの付加価値を創出し、持続可能なまちづくりを実現するために、今後も男女共同参画を推進してまいります。

こうしたことを踏まえ、男女共同参画社会の実現に向けた取組の更なる推進と新たな課題に対応していくため、「第4次那須塩原市男女共同参画行動計画」を策定します。

## 2 計画の位置付け

本計画の位置付けは、次のとおりです。

- (1) 男女共同参画社会基本法第 14 条第 3 項の規定に基づく「市町村男女共同参画計画」です。
- (2) 那須塩原市男女共同参画推進条例第 7 条の規定に基づく男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実行するための行動計画です。
- (3) 第 3 次那須塩原市男女共同参画行動計画を継承し、かつ、新たな課題に対応するための計画です。
- (4) 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第 6 条第 2 項に基づく市町村推進計画として位置付けます。推進計画に該当する施策等は、【基本目標Ⅲ】の施策の方向 3 となります。
- (5) 「第 2 次那須塩原市総合計画」の部門別計画として、施策の基本的方向と具体的な施策を明らかにするものです。
- (6) 「第 5 次男女共同参画基本計画」(国計画) 及び「とちぎ男女共同参画プラン〔第 5 期計画〕」(県計画) を勘案した計画です。



## 3 計画の期間等

本計画の期間は、令和 5 年度から令和 9 年度までの 5 年間とします。

本計画の実施状況については、毎年、条例第 16 条に基づく報告書を作成し、公表します。

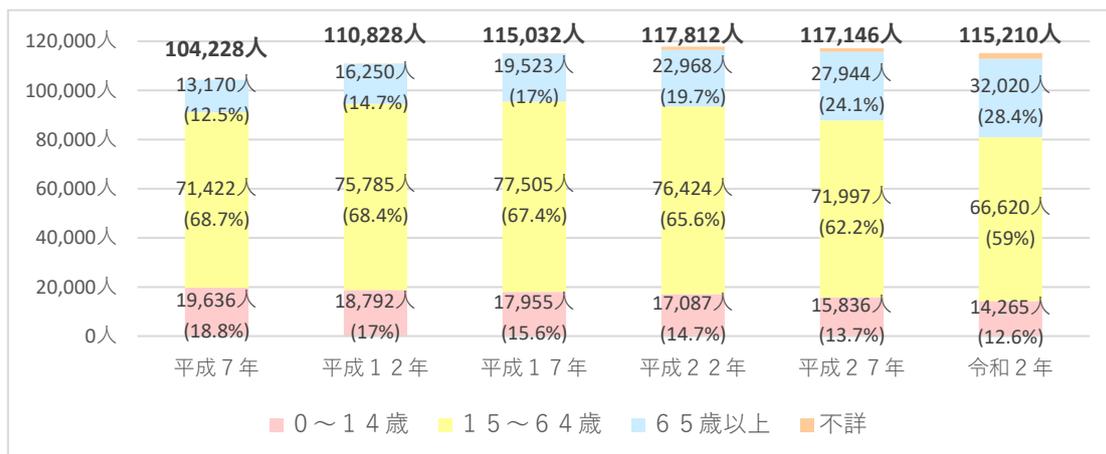
## 第2章 那須塩原市の現状と課題

### 1 那須塩原市の状況

#### (1) 人口の推移

令和2年10月1日現在の本市の人口は、令和2年に実施された国勢調査では115,210人で、平成27年の117,146人に対し1,936人(1.57%)減少しています。

なお、年少人口(0～14歳)及び生産年齢人口(15～64歳)は減少する一方で、高齢人口(65歳以上)の増加が進んでいます。

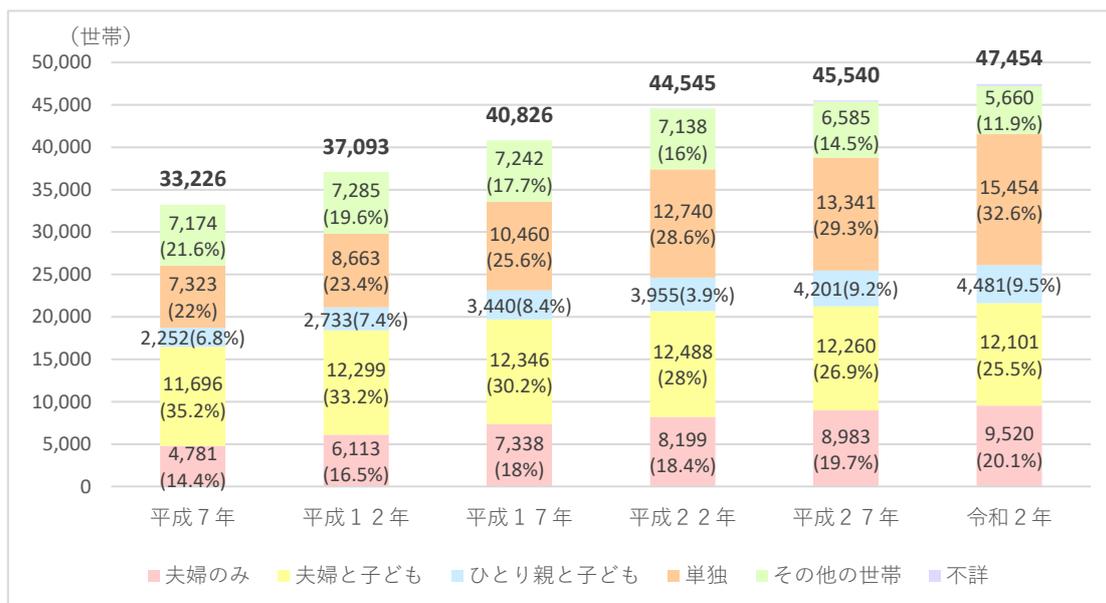


資料：国勢調査

#### (2) 家族類型の推移

令和2年10月1日現在の本市の総世帯数は47,454世帯で、国勢調査開始以来最多となっています。中でも、単独世帯(一人暮らし世帯)が最も多く、割合は平成27年から3.3%上昇しています。

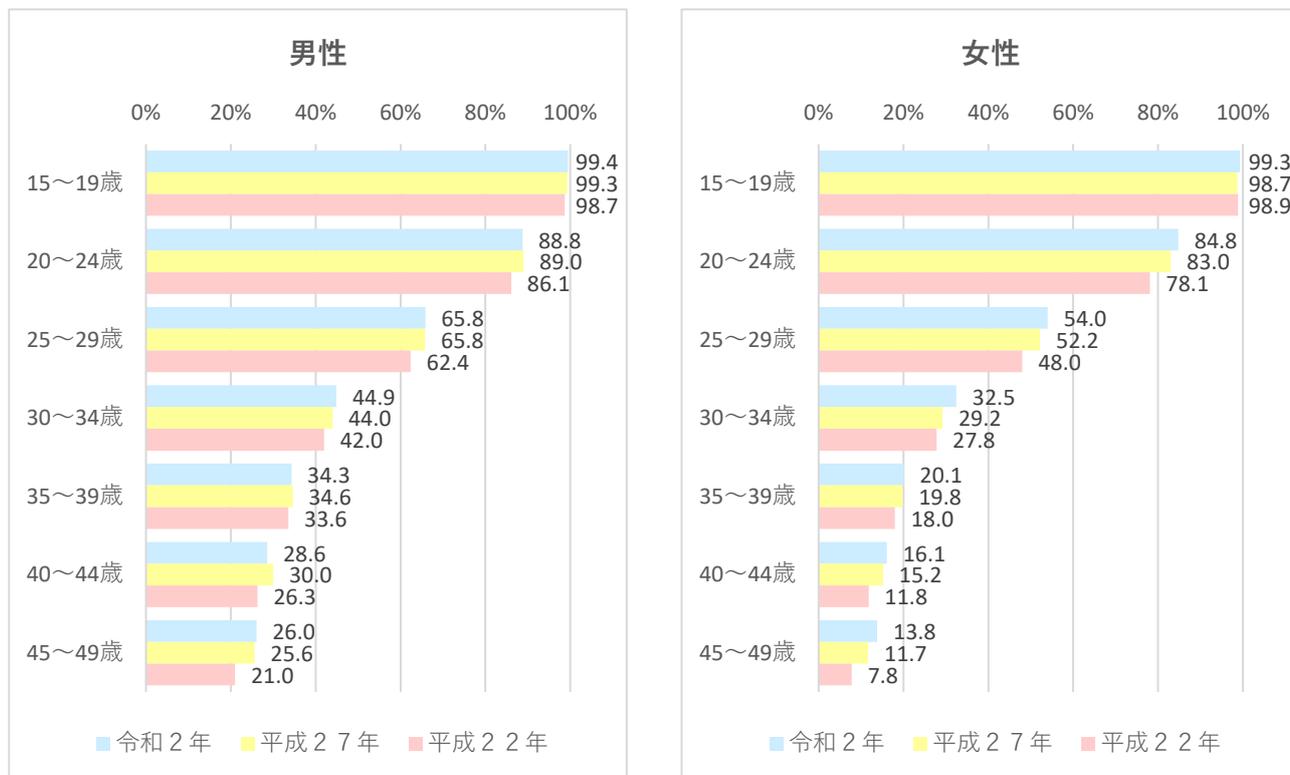
一方で、夫婦と子どもの世帯(夫婦と両親から成る世帯など)やその他の世帯は減少しています。



資料：国勢調査

### (3) 年代別未婚率

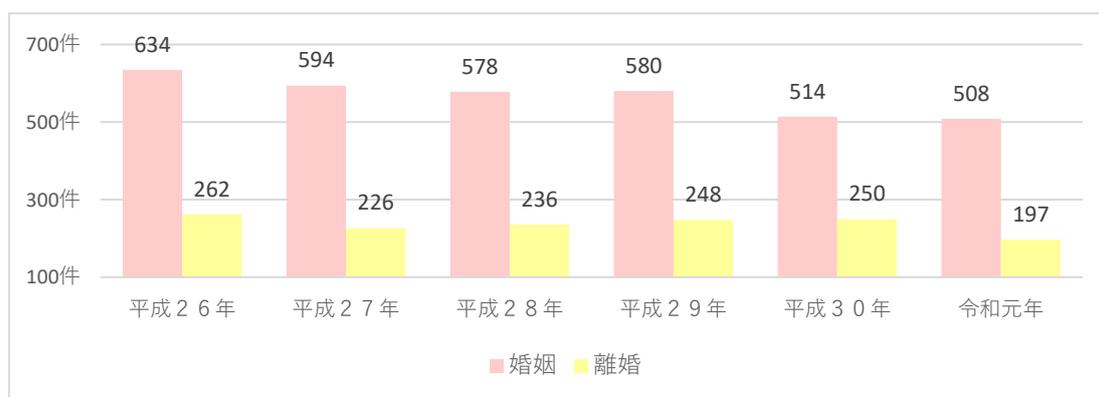
本市の年代別未婚率の推移は、平成 22 年と令和 2 年を比較すると、概ね全ての年代で未婚率が上昇しています。男女別に上昇率の順でみると、男性は、45～49 歳で 5 ポイント、25～29 歳で 3.4 ポイント、30～34 歳で 2.9 ポイント上昇しています。一方、女性では、20～24 歳で 6.7 ポイント、25～29 歳と 45～49 歳で 6 ポイント上昇しています。



資料：国勢調査

### (4) 婚姻・離婚の推移

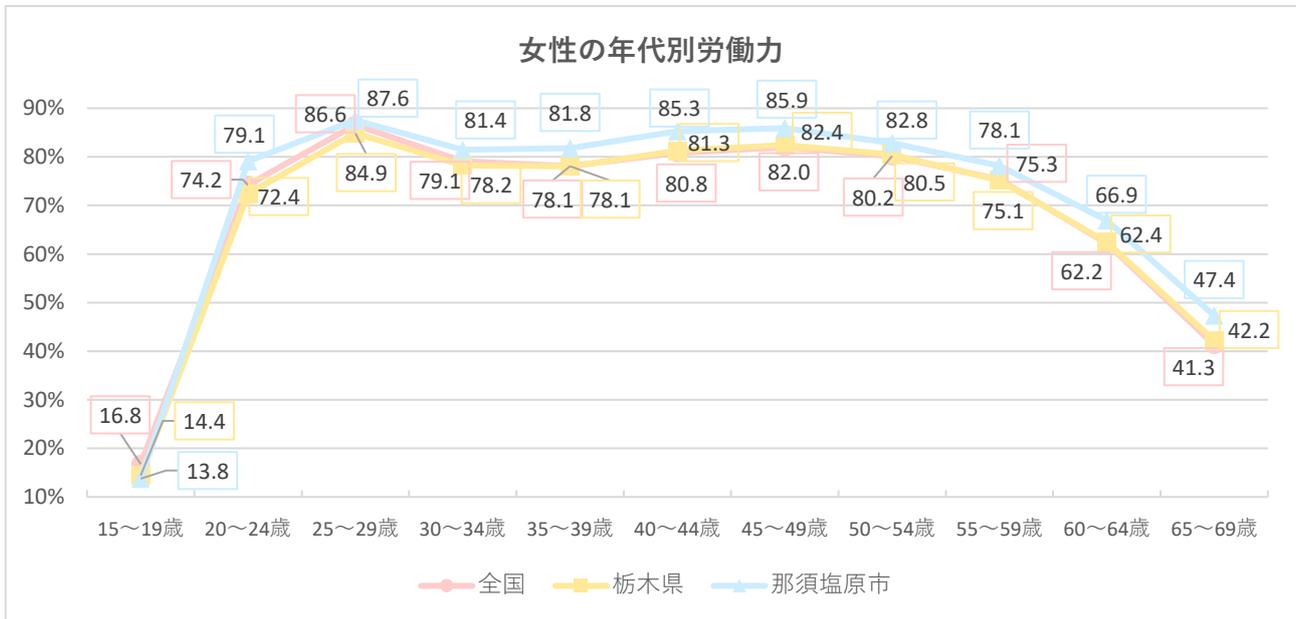
婚姻件数は、平成 26 年から減少傾向です。一方で、離婚件数は、200 件台を推移していましたが、令和元年で 200 件を割り、最小となっています。



資料：栃木県保健統計年報

## (5) 就労の状況

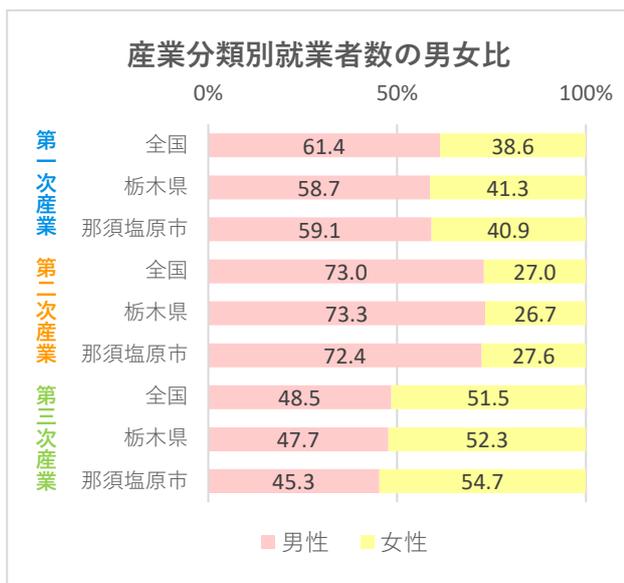
女性の年代別労働力率を、全国、栃木県と比較すると、10代で低くなっていますが、それ以外の年代では概ね高くなっています。また、一般的に女性は、結婚・出産により就労を中断し「M字カーブ」を描きますが、本市のカーブは、全国、栃木県と比べて緩やかになっています。



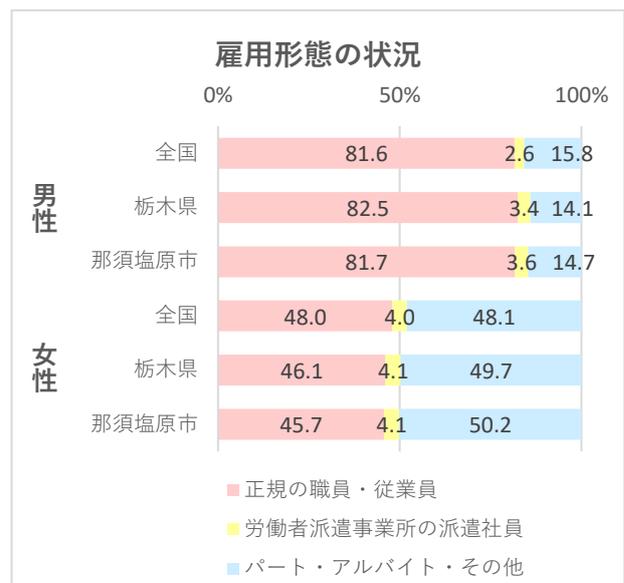
資料：国勢調査（令和2年）

産業分類別就業者数の男女比において、本市の女性の割合は、全国、栃木県を上回っており、第三次産業では全国より3.2ポイント高くなっています。

雇用者の雇用形態では、女性の「正規の職員・従業員」が、全国、栃木県と比較して低くなっています。



資料：国勢調査（令和2年）



資料：国勢調査（令和2年）

## 2 第3次行動計画の進捗状況

### (1) 事業の進捗状況

第3次那須塩原市男女共同参画行動計画では、3つの基本目標に基づき、男女共同参画社会の実現に向けて事業を推進してきました。

平成29年度から令和3年度までの5年間の各事業の進捗状況は、以下のとおりです。

#### 基本目標Ⅰ

#### 男女共同参画の意識づくりと環境整備

#### 施策の方向1 男女共同参画意識の醸成

##### <実施状況>

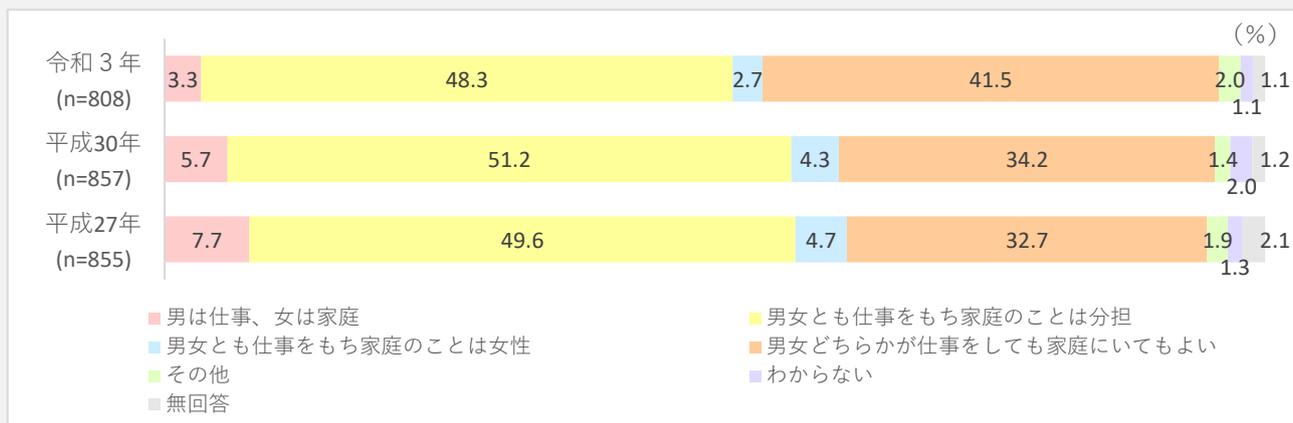
固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見の意識改革のため、男女共同参画情報「みいな」の発行やフォーラム・セミナー等を実施し、市民や事業者等を対象に啓発や情報提供を行いました。また、市職員を対象に、性の多様性への意識の醸成を図るために研修を実施しました。

しかし、男女共同参画への市民の理解や取組が少しずつ広がりつつあるものの、意識の中に長い時間をかけて形づくられてきた性別に基づく固定的な役割分担意識やそれに基づく社会慣習が今なお存在しています。

##### <参考指標>

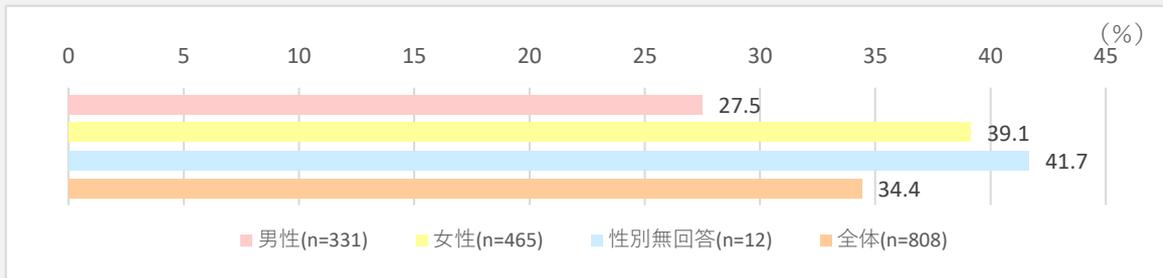
#### 「男は仕事、女は家庭」といった性別による役割を固定する考え方を持つ人の割合【R3意識調査】

「男は仕事、女は家庭」という考え方について聞いたところ、「男女とも仕事をもち、家庭のことも責任を分担」が48.3%で、次いで、「男女の役割は固定せずに、男女どちらかが仕事をしても家庭にいてもよい」が41.5%、「男は仕事、女は家庭」が3.3%、「男女とも仕事をもち、家庭のことは女性が責任をもつ」が2.7%の順となっています。



### 市の施策の認知度【R3 意識調査】

男女共同参画情報「みいな」の認知度は、全体で 34.4%、男性が 27.5%、女性が 39.1%で、女性に比べて男性の認知度が 11.6 ポイント低い結果でした。



#### <課題>

今後も、男女共同参画の意識を浸透させるため、家庭や学校など若年層からの意識啓発に努めるとともに、男女共同参画情報「みいな」等を活用し、男女共同参画に関する情報の提供や理解により一層取り組む必要があります。また、市民に関心を持ってもらえるような取組を行うことが重要です。

## 施策の方向2 ワーク・ライフ・バランスの推進

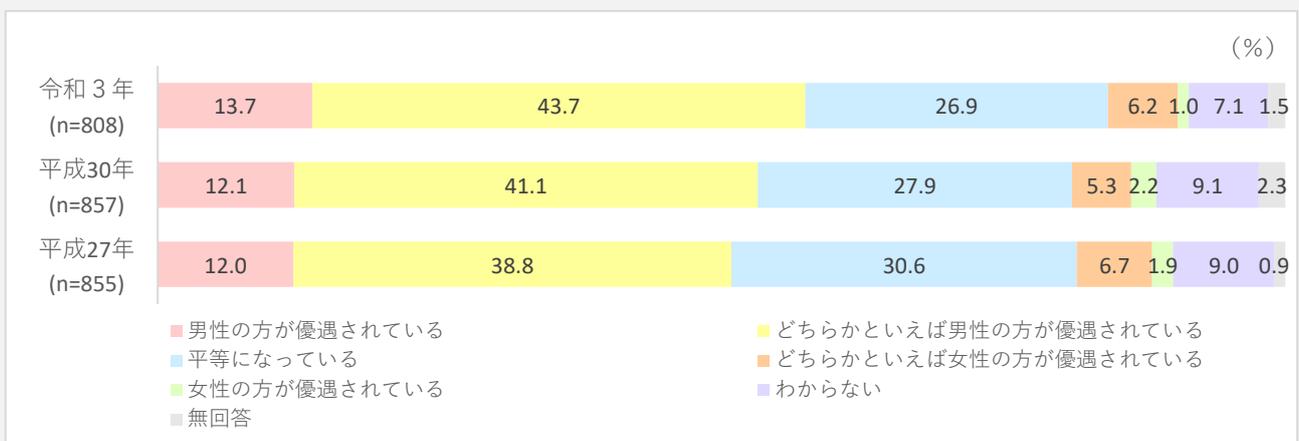
#### <実施状況>

男女が互いの生き方を認め合いながら、協力して家事や育児、介護に取り組み、希望するライフスタイルを実現できるよう、男女共同参画情報「みいな」やセミナー、「家庭の日」推進事業を通してワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の啓発を実施しました。また、多様な働き方や家族構成に対応した保育サービスの充実など、子育て支援に取り組みました。

#### <参考指標>

### 「家庭生活」で男女の地位が平等になっていると感じる人の割合【R3 意識調査】

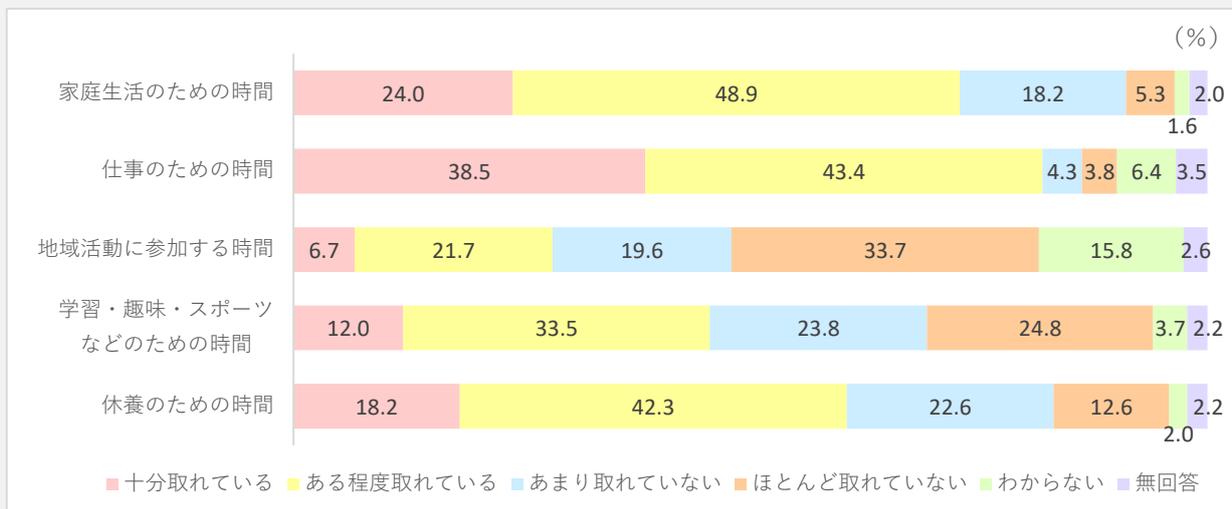
家庭生活において、「平等」と感じている人の割合は、26.9%と前回調査から 1.0 ポイント減少しています。依然として「どちらかといえば男性の方が優遇されている」を含め「男性の方が優遇されている」と感じている人の割合は、57.4%で前回調査より 4.2 ポイント増加しています。



### ワーク・ライフ・バランス（家庭生活・仕事・地域活動等への時間配分）の満足度【R3 意識調査】

日常生活の満足度について、「十分取れている」と「ある程度取れている」を合わせた割合は、「仕事のための時間」が 81.9%と最も高く、次いで、「家庭生活のための時間」の 72.9%、「休養のための時間」の 60.5%の順になっています。

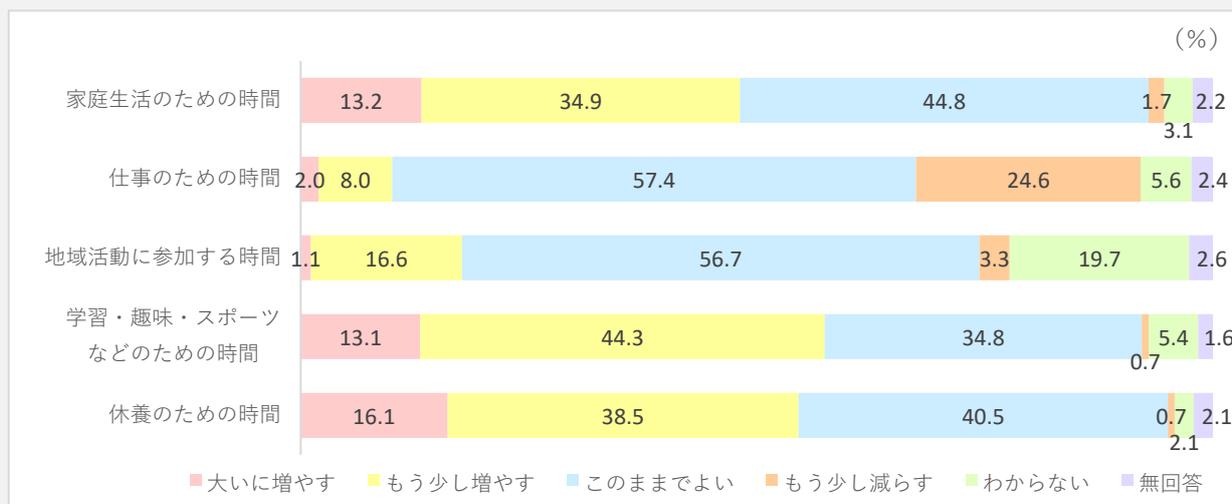
一方、「あまり取れていない」と「ほとんど取れていない」を合わせた割合は、「地域活動に参加する時間」が 53.3%と最も高く、次いで、「学習・趣味・スポーツなどのための時間」の 48.6%の順になっています。



### ワーク・ライフ・バランス（家庭生活・仕事・地域活動等への時間配分）の理想【R3 意識調査】

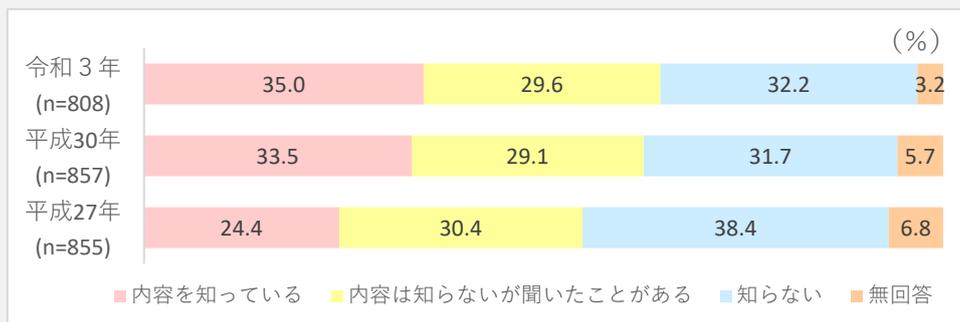
日常生活における理想の時間について、「大いに増やす」と「もう少し増やす」を合わせた割合『増やす（計）』は、「学習・趣味・スポーツなどのための時間」が 57.4%と最も高く、次いで、「休養のための時間」が 54.6%、「家庭生活のための時間」の 48.1%の順になっています。

一方、「仕事のための時間」では「もう少し減らす」が 24.6%で、全項目の中で最も高くなっています。



## 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の認知度【R3 意識調査】

仕事と家庭の調和（ワーク・ライフ・バランス）という言葉の「内容を知っている」人の割合は、平成 27 年の調査時から 10.6 ポイント増加しています。



### <課題>

意識調査の結果から、女性の家事・育児などの負担が男性より多く、家庭生活において男女が平等であると感じる人が 3 割未満と少なくなっていることから、ワーク・ライフ・バランスの推進と男性の家事・育児への更なる参加が必要です。

また、子育て支援施策としては、社会的な背景により、ますます多様化している保育ニーズへの対応が求められていることから、仕事と子育ての両立支援として、更なる子育て環境の充実を図っていくことが必要です。

## 施策の方向3 子育てと教育の場における男女共同参画の推進

### <実施状況>

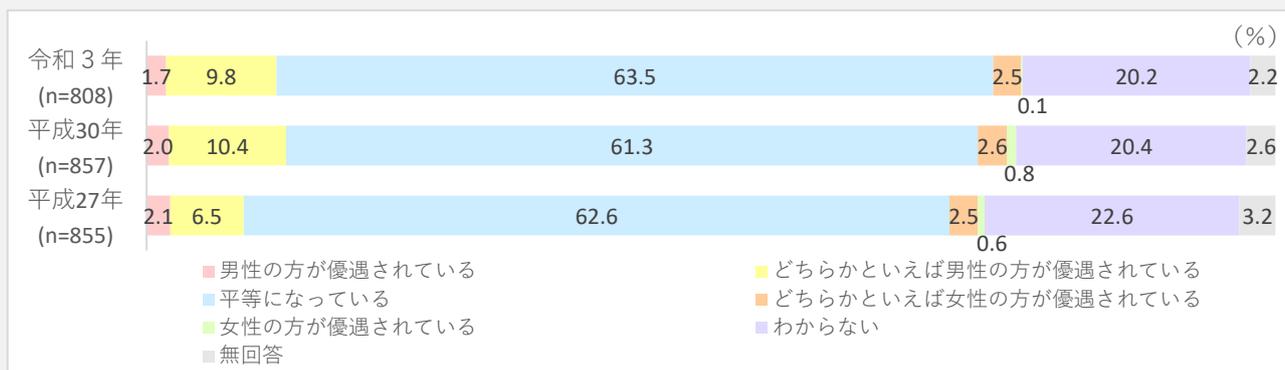
他人を思いやり尊重することのできる人権意識や多様な選択を可能にする男女平等意識を育むため、家庭における教育力の向上を目的に、親学習プログラムの活用や教育講演会を実施しました。

また、学校における男女共同参画を推進するため、教職員への研修などにより、キャリア教育を積極的に行いながら、性別にとらわれない考え方や勤労観・職業観の育成を図りました。

### <参考指標>

#### 学校における男女の地位が平等になっていると感じる人の割合【R3 意識調査】

学校において「平等」と感じている人の割合は、63.5%で前回調査に比べ 2.2 ポイント高く、平成 22 年調査以降減少傾向にありましたが、今回は増加に転じました。



<課題>

家庭や学校における男女共同参画を推進するため、子どもたちへの教育に加え、教職員や保護者の意識の高揚のための、さらなる積極的な働きかけが必要です。

また、子どもの発達の段階に応じた段階的・継続的な教育や啓発、開催方法の工夫の検討が必要です。

基本目標Ⅱ

男女の人権尊重と暴力の根絶

施策の方向1 人権意識の醸成

<実施状況>

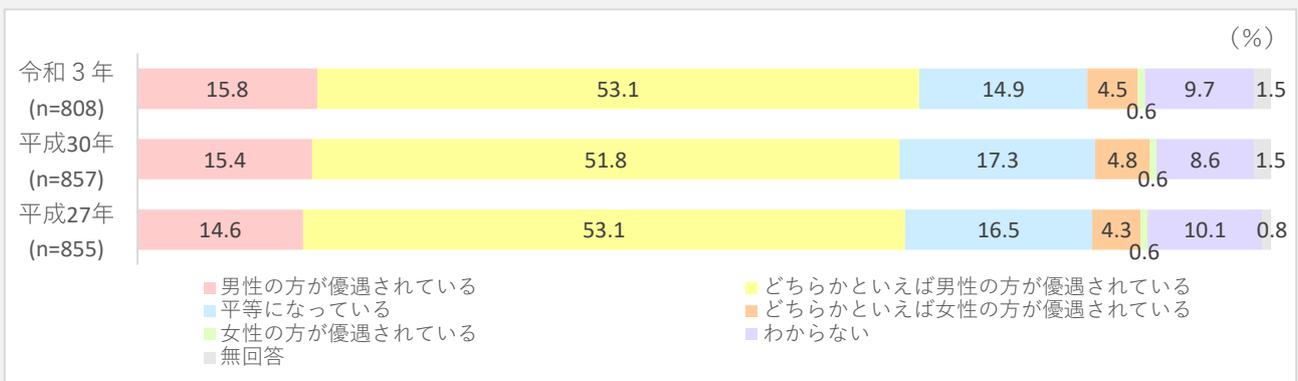
男女が互いの身体的性差を理解し合い、人権を尊重しつつ差別や偏見のない社会をつくるため、人権意識を根付かせていくための啓発として小学生への「人権の花運動」や、人権に関する問題を解決するための窓口となる人権相談を実施しました。

また、性の尊重に関する意識啓発と、豊かな母性と父性を育むために、中高生への思春期保健教室や相談機関の周知などを実施しました。

<参考指標>

「社会全体」で男女の地位が平等になっていると感じる人の割合【R3 意識調査】

社会全体において、「平等」と感じている人の割合は、14.9%で前回調査に比べ2.4ポイント減少し、「男性の方が優遇されている」「どちらかといえば男性の方が優遇されている」と感じている人の割合は、合わせて68.9%と前回調査から1.7ポイント増加しています。



<課題>

社会全体では、「男性が優遇されている」と感じている人の割合が高く、男女平等社会の実現のためには、男女の人権尊重に向けた意識啓発を進めることが重要です。

また、人権侵害の早期発見のための人権相談は、利用者が少ないため、差別や人権侵害の予防、早期発見及び解決に向けて、定期的に相談窓口を開設するとともに相談窓口・相談機関の周知にも努める必要があります。

若年期からの性の尊重に関する教育を行うため、学校と関係諸機関との更なる連携強化と支援体制の整備が必要です。

## 施策の方向2 男女間のあらゆる暴力の根絶

### <実施状況>

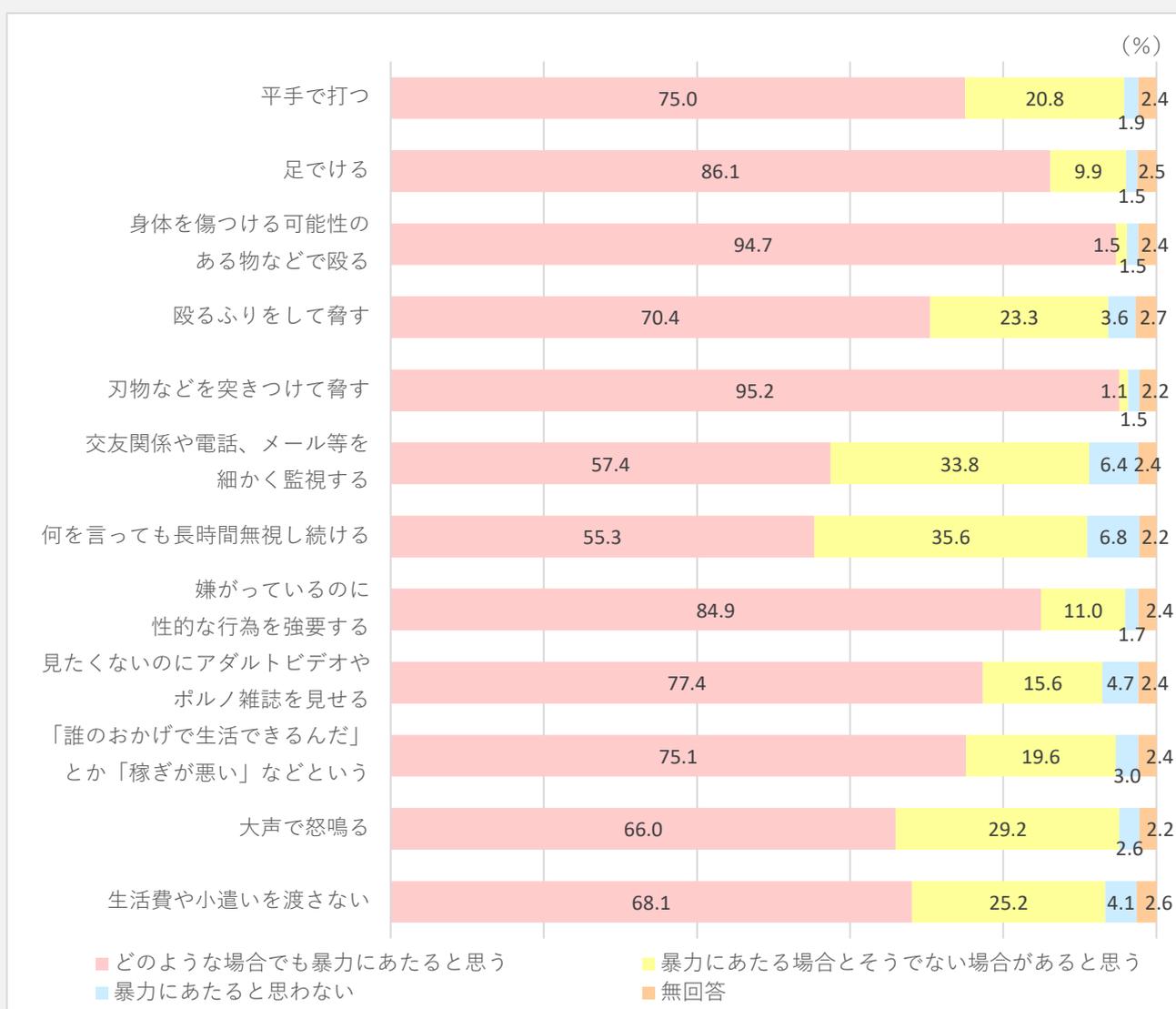
配偶者等からの暴力防止のための取組として、男女共同参画情報「みいな」での相談窓口の情報提供や啓発物品の配布を行いました。また、若い世代からDVや人権意識の啓発を行う目的で、市内の高校生を対象にデートDVの出前講座を実施しました。

被害者の安全確保や自立支援のため、平成30年度に市内のDV対応マニュアルを作成しました。「DV被害者緊急一時避難事業」や関係機関の連携により、被害者の安全確保や被害者の自立に向けた支援体制を整えています。

### <参考指標>

#### 配偶者・パートナー・恋人の間で行われた場合、暴力として認識する人の割合【R3意識調査】

配偶者・パートナー・恋人間での暴力に対する考えについて、「どのような場合でも暴力にあたる」では、“刃物などを突きつけて脅す”で95.2%と最も高く、次いで、“身体を傷つける可能性のある物などで殴る”が94.7%、“足でける”が86.1%の順になっています。また、「暴力にあたる場合とそうでない場合がある」では、“何を言っても長時間無視し続ける”で35.6%と最も高く、次いで、“交友関係や電話、メール等を細かく監視する”が33.8%、“大声で怒鳴る”が29.2%の順になっています。



### 夫婦間における「平手で打つ」を暴力として認識する人の割合【R3 意識調査】

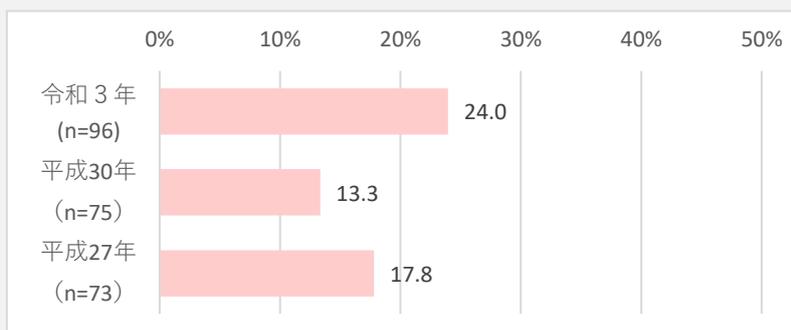
「どのような場合でも暴力にあたる」は 75.0%で、前回調査から 1.0 ポイント増加しています。



暴力を「受けたり、見聞きしたら」、または今までに「受けたり、見聞きしたことがある」場合、「相談しない・しなかった」人のうち「どこ（誰）に相談してよいのかわからない」と回答した人の割合

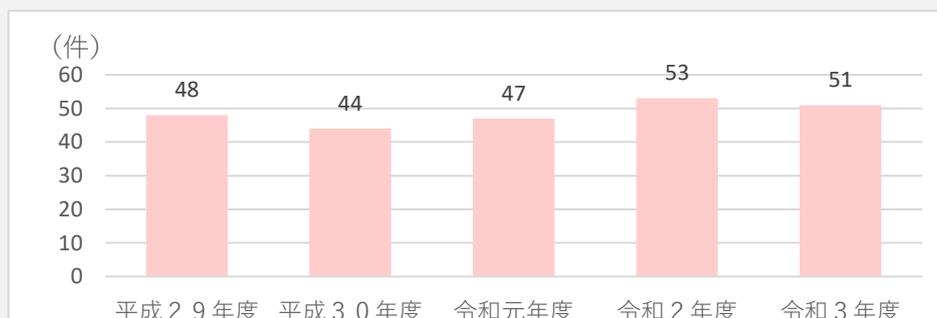
### 【R3 意識調査】

DV の相談をしない・しなかった人のうち「どこ（誰）に相談してよいのかわからない」と回答した人は 24.0%で、前回調査から 10.7 ポイント増加しています。



### DV 相談件数【子ども・子育て総合センター調】

DV の相談件数は、平成 29 年度が 48 件、平成 30 年度が 44 件、令和元年度が 47 件、令和 2 年度が 53 件、令和 3 年度が 51 件となり、50 件前後を推移しています。



### <課題>

少しでも早く DV に気付き、相談できる環境の整備のためにも、中・高校生を中心としたデート DV の啓発を継続的に行うことが必要です。

さらに、適切に情報を取捨選択し、正しい情報を取り入れ判断できる能力の育成も欠かせません。情報活用能力を高め、DVの問題点を正しく認識できる能力を育成することも大切です。

また、DV被害者の自立支援のため、様々なケースに対応できるよう関係機関との更なる連携強化が必要です。

### 施策の方向3 生涯を通じた男女の生活環境の整備

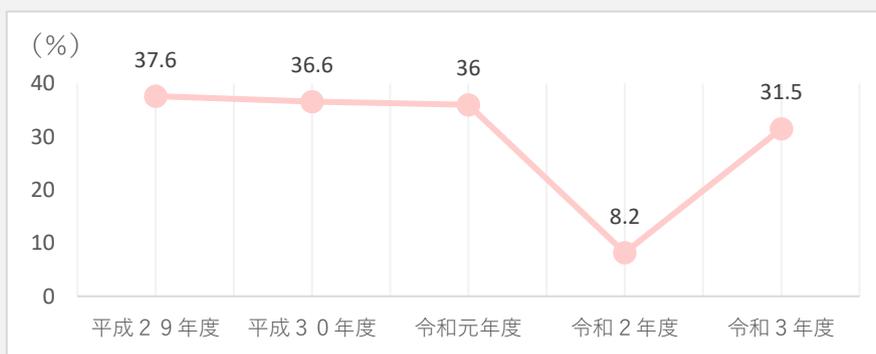
#### <実施状況>

男女が生涯を通じて健康で生き生きと社会と関わりながら自分らしく生きていくために、心と身体の健康の保持増進と、ライフステージに応じた健康や体力づくりへの支援を行いました。また、母性父性育成支援のため、保健師・助産師が訪問指導し全家庭の状況把握をすることで、保護者が安心して地域で子育てできるように取り組んでいます。

生活環境の整備においては、貧困や高齢・障害などの困難を抱える方が安心して生活が送れるよう、経済的な自立支援や各種サービスの充実などによる適切な支援を国・県と連携して取り組んでいます。

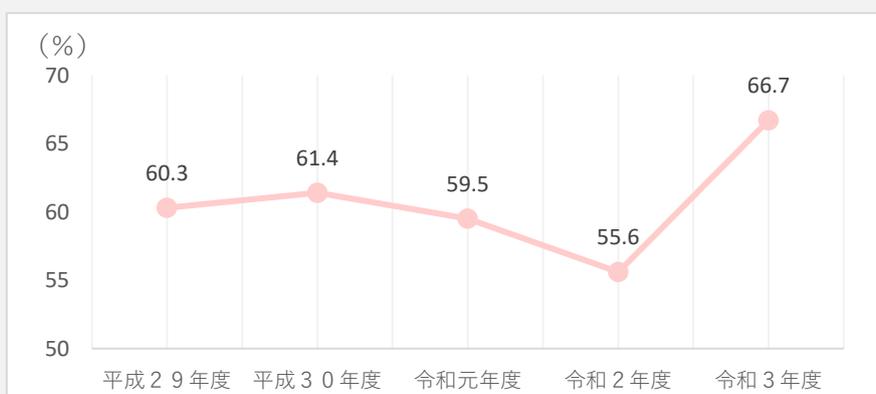
#### <参考指標>

##### 大腸がん検診受診率【健康増進課調】

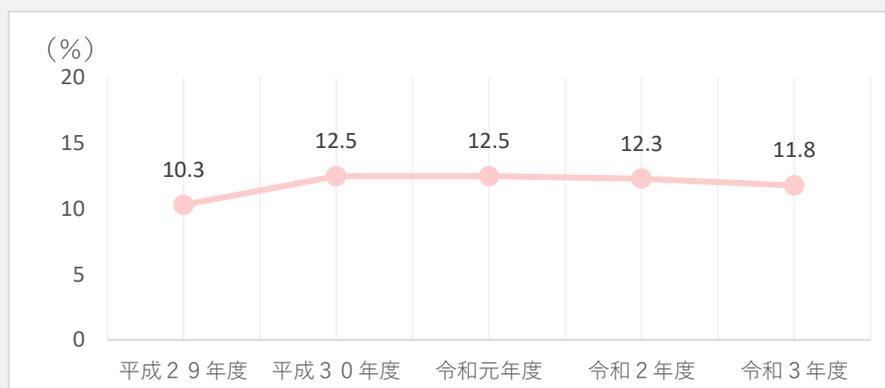


##### お父さんの育児参加について「よくやっている」と思う母親の割合（1歳6か月児健康診査）

【健康増進課調】



## 障害のある人の地域生活支援のための介護給付サービス利用者の割合【社会福祉課調】



### <課題>

がん検診の受診者数は回復傾向にありますが、がんの早期発見・早期治療のため、若い世代にも届くような情報発信が必要です。また、乳幼児の各健診については、未受診者の状況把握に努めるなど、今後さらに、乳幼児期からの生涯を通じた健康習慣の定着や生活習慣の改善に繋がるよう、働き掛けていく必要があります。

多様で複合化していく社会的な問題を抱える人が自立して生き生きと暮らしていけるよう、相談体制の強化や他の支援機関との情報共有、また、的確なサービスの提供のためのニーズキャッチが求められます。

## 基本目標Ⅲ

### あらゆる分野への男女共同参画の推進

#### 施策の方向1 地域活動における男女共同参画の促進

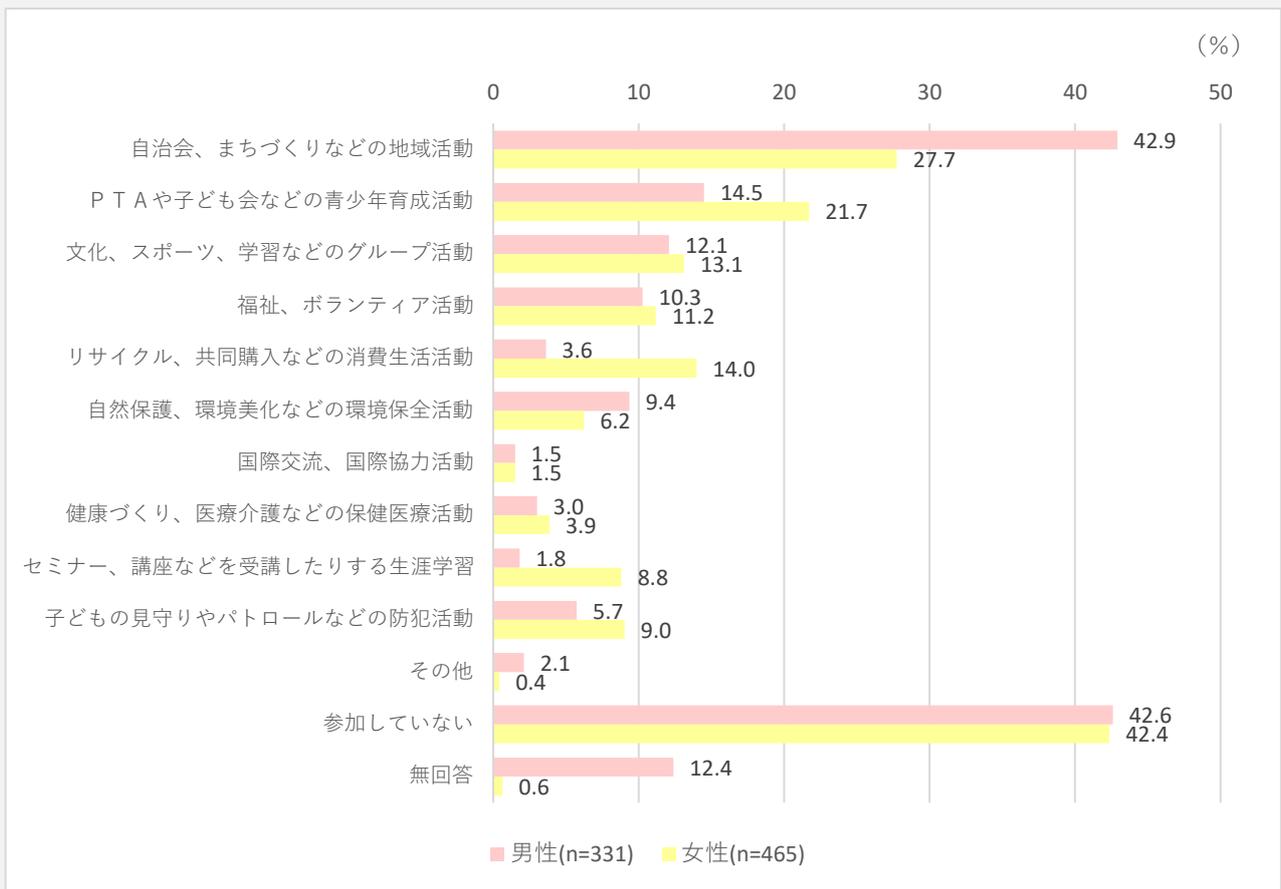
##### <実施状況>

身近な暮らしの場である地域の活動に性別や年代に関わらず参画できる環境づくりを推進するため、公民館での各種年代を対象とした講座の開催をはじめ、生涯学習出前講座や市民大学講座を開催し、参画促進を図りました。また、社会的・地域課題の解決のため、市政懇談会、みちたろう T0 わくわくトークにより意見・要望を聞いたり、意見交換をする場を設けたほか、市民自らが企画・実践する「まちづくり活動」に対し、支援を行いました。

##### <参考指標>

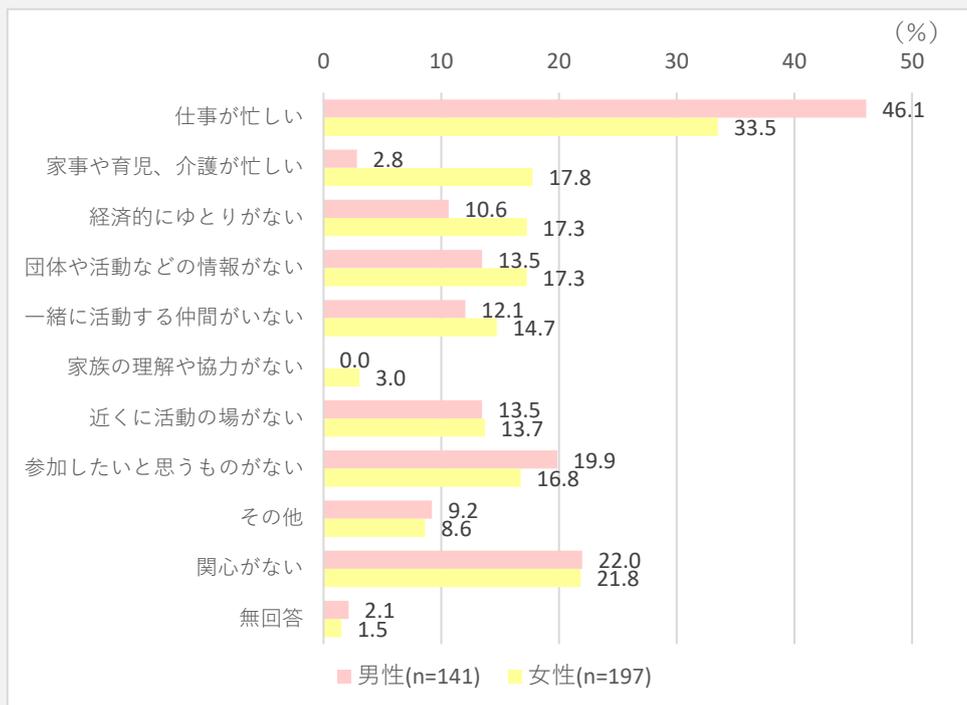
#### 地域・社会活動への参加状況（参加していない人の割合）【R3 意識調査】

地域活動の参加状況については、「自治会、まちづくりなどの地域活動」が最も高く、次いで、「PTAや子ども会などの青少年育成活動」、「文化、スポーツ、学習などのグループ活動」の順となっています。一方「参加していない」人は、男性が42.6%、女性が42.4%で高い割合となりました。

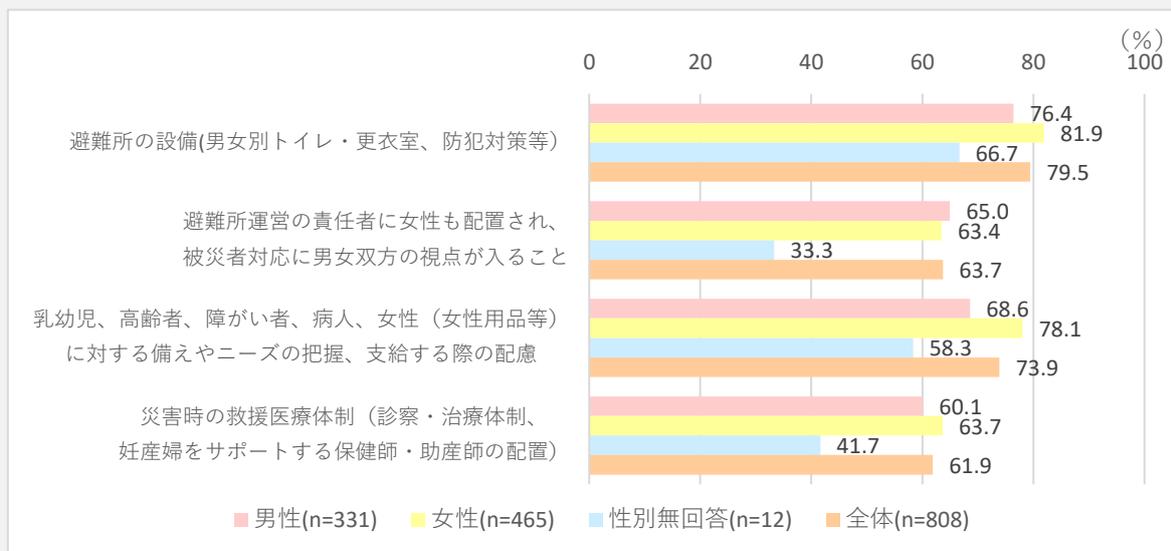


### 地域・社会活動に参加していない理由【R3 意識調査】

地域活動に「参加していない」と回答した人に、参加していない理由を聞いたところ、「仕事が忙しい」が男女共に最も高く、次いで「関心がない」、「参加したいと思うものがない」、「団体や活動などの情報がない」の順となっています。



## 防災等の分野における性別に配慮した対応が必要と思うこと【R3 意識調査】



### <課題>

地域活動に参加していない人の割合は、男女ともに4割を超える状況にあります。多くの市民の様々な地域活動への関心と参加を促すためにも、公民館事業のほか、生涯学習出前講座及び市民大学講座においても、市民が何を望んでいるのかを的確に把握することが必要です。そして、その学習機会の提供と学んだことを地域社会に還元できる仕組みと効果的な周知方法の検討が求められます。

防災においては、性別に配慮した避難所の設備、政策・方針過程への女性の参画拡大や避難所運営における様々なニーズに対応できる体制づくりが必要です。

## 施策の方向2 政策・方針決定過程への女性の参画推進

### <実施状況>

審議会等において男女の比率が偏りのない構成となるよう毎年女性の登用状況の調査を実施し、働き掛けを行いました。

また、男女共同参画の視点に立って様々な分野で活躍できる人材を育成するため、団体の運営支援や研修等へ受講者を派遣し、研修終了後は新たな活躍の場の提供に努めました。

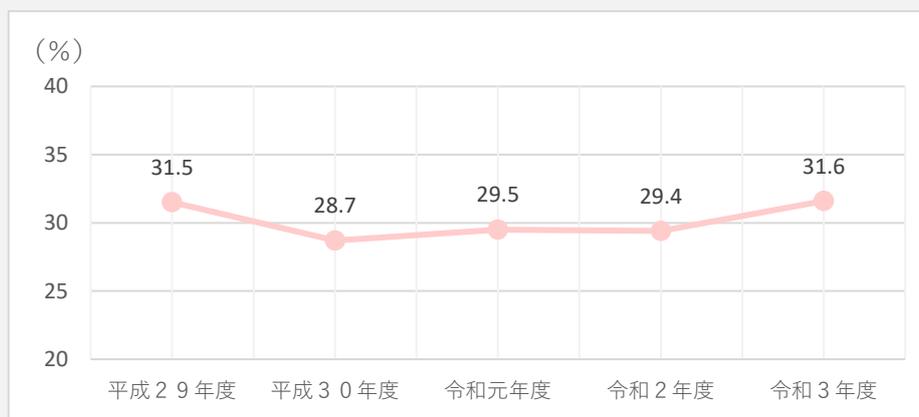
### <参考指標>

#### 自治会長、市議会議員等における女性比率【R4年版男女共同参画に関する年次報告（栃木県）】

自治会長における女性比率	5.6%
市議会議員における女性比率	11.5%
市職員の女性管理職の割合（一般行政職、課長以上）	7.2%

### 審議会等における女性委員の割合【市民協働推進課】

審議会における女性委員の割合は、令和3年度で31.6%と前年度より2.2ポイント増加しましたが、目標値の40.0%を下回りました。



#### <課題>

審議会等における女性委員の割合は、3割を推移し、目標値を下回っている状況です。女性委員が全く登用されていない審議会等、委員の選出方法や団体等の事情により、男女の委員の比率に偏りが見られます。

団体の育成・支援事業では、現に活動している団体の会員の維持・拡大に苦勞している状況があり、意欲ある女性への育成支援と人材育成後の活躍する機会の場を提供することで、団体等の維持・拡大を図る必要があります。

### 施策の方向3 就労の場における女性の活躍推進

#### <実施状況>

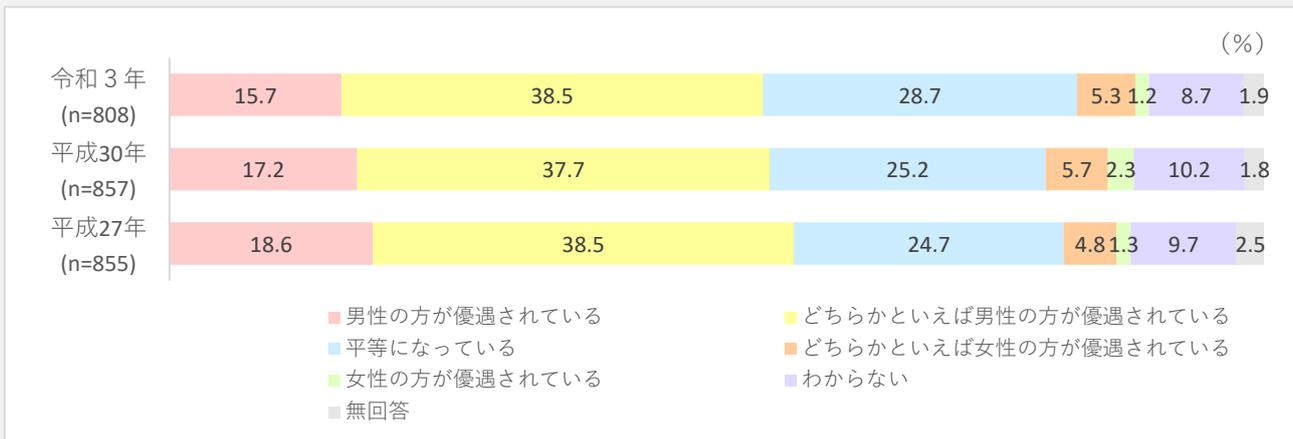
豊かで活力ある社会の実現を図るため、ワーク・ライフ・バランスに関する情報提供や、「男女共同参画推進事業者表彰」により働く場における男女共同参画の推進を行いました。

就労支援においては、女性の再就職支援のための情報や、就労・職業能力開発支援に関する情報提供を市のホームページや広報誌で年間を通して実施し、創業支援のための資金融資や商工会が実施する創業支援事業に対して助成を行いました。

#### <参考指標>

#### 「職場」で男女の地位が平等になっていると感じる人の割合【R3意識調査】

職場において「平等」と感じている人の割合は、28.7%と前回調査から3.5ポイント増加しています。しかし、「どちらかといえば男性の方が優遇されている」を含め「男性の方が優遇されている」と感じている人の割合は、54.2%と前回調査から0.7ポイント減少しているものの、依然として半数以上となっています。



**女性が結婚後や出産後も退職せずに働き続けるために重要なこと（とても重要+重要）【R3 意識調査】**

企業等事業所の理解	97.0%
保育施設や学童保育の充実	96.7%
家族の理解や家事・育児などへの参加	95.5%
育児・介護休業などの休暇制度の充実	95.5%
昇進・昇給などの職場での男女平等の確保	91.3%
労働時間の短縮化、テレワークやフレックスタイム制の導入	91.0%
福祉施設やホームヘルパーの充実	87.5%

**結婚や出産のために退職した女性が再就職するために重要なこと（とても重要+重要）【R3 意識調査】**

子どもや介護を必要とする人などを預かってくれる施設の充実	96.7%
家族の理解や家事・育児などへの参加	95.0%
企業等が再就職を希望する人を雇用する制度の充実	94.2%
企業等事業所の理解	91.7%
就職情報や職業紹介などの相談機関の充実	88.4%
テレワークやフレックスタイム制の導入や介護休業などの休暇制度の充実	88.4%
技能習得のための訓練施設の充実	73.6%

**<課題>**

男女の均等な雇用機会等の確保や女性が能力を発揮しやすい職場環境の整備が進むよう、積極的に事業所に働きかける必要があります。

女性が結婚や出産を理由に退職することなく、働き続けられる社会づくりと再就職支援や起業支援が求められます。

様々な分野において男女共同参画を推進することで、多様な働き方ができる環境づくりが必要です。

(2) 指標の達成状況

目標設定指標		基準値 (H27年度)	現状値 (R3年度)	目標値 (R4年度)	
基本 目標 I 男女 共同 参画 の 意 識 づ く り と 環 境 整 備	施策の方向 I - 1 男女共同参画意識の醸成				
	① 男女共同参画の視点に基づく啓発の推進				
	○	男は仕事、女は家庭といった性別による役割を固定する考えを持つ人の割合	7.7%	<u>3.3%</u>	3.5% (以下)
	○	男女共同参画情報「みいな」の認知度	30.5%	<u>34.4%</u>	33.5%
	施策の方向 I - 2 ワーク・ライフ・バランスの推進				
	① 家庭生活におけるよりよいパートナーシップの推進				
	○	家庭生活において男女の地位が平等になっていると感じる人の割合	30.6%	26.9%	37.0%
	○	ワーク・ライフ・バランスの内容を知っている人の割合	24.4%	<u>35.0%</u>	33.5%
		「家庭の日」推進のため行う『子どもフェスタ』の来場者数	350人	未実施	500人
	② 子育てサービス・支援の充実				
		ファミリーサポートセンター活動件数	1,042件	<u>2,507件</u>	1,400件
		放課後児童クラブの児童数	1,507人	1,826人	1,830人
	③ 介護サービス・支援の充実				
		地域包括支援センター相談件数	19,301件	19,962件	20,000件
	施策の方向 I - 3 子育てと教育の場における男女共同参画の推進				
	① 家庭における男女共同参画を推進する教育・学習の充実				
		親学習プログラム活用事業の実施回数	28回	16回	30回
		家庭教育オピニオンリーダー会員数	33人	37人	43人
	② 学校における男女共同参画を推進する教育・学習の充実				
	○	学校における男女の地位が平等になっていると感じる割合	62.6%	63.5%	68.0%
		人権教育ワークショップ等に参加した教員・保護者・児童生徒の数	411人	303人	1,000人
	市要請訪問や県人権教育支援訪問等を活用した人権研修を実施した学校数	15校	12校	30校 (全校)	

目標設定指標		基準値 (H27年度)	現状値 (R3年度)	目標値 (R4年度)	
基本 目標 Ⅱ 男女 の 人 権 尊 重 と 暴 力 の 根 絶	施策の方向Ⅱ－1 人権意識の醸成				
	① 男女の人権尊重に向けた意識啓発の推進				
	○	社会全体の中で男女の地位が平等になっていると感じる人の割合	16.5%	14.9%	23.0%
	② 性の尊重に対する意識啓発の推進				
	○	暴力について「どこ（誰）に相談してよいか分からない」と答えた人の割合	17.8%	24.0%	12.0% (以下)
		思春期保健事業（性に関する指導等）の実施中学校数	10校 (全校)	10校 (全校)	10校 (全校)
	施策方向Ⅱ－2 男女間のあらゆる暴力の根絶				
	① 暴力の未然防止・再発防止のための取組の推進				
	○	夫婦間における「平手で打つ」を暴力として認識する人の割合	68.8%	75.0%	100%
	② 被害者の早期発見及び相談体制の充実				
		DV相談件数	55件	51件	80件
	④ 被害者の自立に向けての支援の充実				
		DV被害者の自立支援を行う婦人相談員数	2人	3人	3人
	施策の方向Ⅱ－3 生涯を通じた男女の生活環境の整備				
	① 生涯を通じた心と身体健康支援				
		大腸がん検診受診率	41.1%	31.5%	50.0%
	お父さんの育児参加について「よくやっている」と思う母親の割合（1歳6か月児健康診査）	57.4%	66.7%	60.5%	
② 高齢期における生活環境の整備					
	介護予防のための「住民運営の通いの場」の数	0箇所	46箇所	40箇所	
③ 貧困家庭・ひとり親家庭・障害のある人の生活環境の整備					
	ひとり親家庭の自立支援のための高等職業訓練促進給付金の新規申請者数	4人	1人	8人	
	障害のある人の地域生活支援のための介護給付サービス利用者の割合	10.6%	11.8%	12.0%	

目標設定指標		基準値 (H27年度)	現状値 (R3年度)	目標値 (R4年度)	
基本目標Ⅲ あらゆる分野への男女共同参画の推進	施策の方向Ⅲ－1 地域活動における男女共同参画の推進				
	① 男女の地域社会活動への参画の促進				
	○	地域・社会活動に参加していない人の割合	39.8%	42.0%	34.0% (以下)
		生涯学習出前講座利用件数（行政編） 〃（市民編）	174件 11件	27件 3件	200件 20件
		市民大学講座受講者数【延べ】	2,640人	262人	2,700人
		中小企業で働く青少年の福祉増進と健全育成のための「講座開催数」及び「延べ受講者数」	26講座 1,392人	勤労青少年ホーム閉館のためR3年度実施なし	30講座 1,500人
	② 防災やまちづくり等における男女共同参画の推進				
		自主防災組織の世帯カバー率	72.7%	81.6%	95%
		自主防犯団体新規補助件数【累計】	0件	3件	6件
	施策の方向Ⅲ－2 政策・方針決定過程への女性の参画推進				
	① 審議会等への男女共同参画の推進				
		審議会等における女性委員の割合	33.0%	31.6%	40.0%
	施策の方向Ⅲ－3 就労の場における女性の活躍推進				
	① 職場における男女共同参画の推進				
	○	職場において男女の地位が平等になっていると感じる人の割合	24.7%	28.7%	30.0%
		創業支援資金融資件数	12件	20件	15件
		チャレンジショップ補助件数	2件	0件	5件
		創業支援塾開催回数	18回	18回	20回
		創業支援塾受講者数	28人	36人	30人
		家族経営協定締結件数【累計】	270件	317件	345件
		市職員一人当たりの一月平均時間外勤務数	20.3時間	22.4時間	15時間以内
② 商工業及び農業等に従事する女性の経営への参画促進					
	女性認定農業者数	35人	39人	40人	
	女性農業士数	6人	3人	7人	

第3次那須塩原市男女共同参画行動計画では、男女共同参画社会の形成状況を把握するために、施策の方向ごとに複数の指標を設定し、目標値を定めています。なお、現状値は令和3年度の実績となっています。また、指標の前に○がついている項目は、令和3年度に実施した市民意識調査の数値となっています。

令和3年度の時点で、36の指標のうち8の指標について、令和4年度の目標値を達成しています。なお、達成した8つの指標は、現状値欄の下線の数値でした。第3次計画の達成状況を踏まえ、引き続き、男女共同参画社会の実現に向けて取り組んでいきます。

## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 基本理念

「那須塩原市男女共同参画推進条例」第3条の掲げる次の基本理念を、本計画の基本理念とします。

#### (1) 男女の人権の尊重

男女が個人としての尊厳が重んぜられること、男女が直接的であるか間接的であるかを問わず性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、男女間における暴力が根絶されること、その他の男女の人権が尊重されること。

#### (2) 社会における制度又は慣行についての配慮

性別による固定的な役割分担意識や偏見等に基づく社会における制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼさないよう配慮されること。

#### (3) 政策等の立案及び決定への共同参画

男女が、社会の対等な構成員として、市における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。

#### (4) 家庭生活における活動と他の活動の両立

家族を構成する男女が、互いの協力と社会の支援の下に、家庭の重要性を認識して、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員として役割を円滑に果たし、かつ、職場、学校、地域その他の家庭以外の社会生活における活動に対等に参画できるようにすること。

#### (5) 男女の生涯にわたる健康の確保

男女が、互いの身体的特徴及び性について理解を深め、かつ、尊重しあうことにより、生涯にわたり健康な生活を営むことができるようにすること。

#### (6) 国際社会の動向を踏まえた取組

男女共同参画の推進に向けた取組は国際社会の取組と密接に関係していることから、国際社会の動向を踏まえながら行うこと。

## 2 基本目標

本計画は、次の3つの基本目標を設定し、男女共同参画社会の実現に取り組みます。

### I 男女共同参画の意識づくりと環境整備

男女が性別による差別的扱いを受けず、自らが望む生き方を選択できる社会の実現を目指し、様々な場面において男女共同参画意識の啓発を図り、性別における固定的役割分担意識、性差に関する偏見や固定観念、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消に努めます。

また、男女が、家庭生活における活動及び職業・地域活動その他の社会活動との両立を果たすことができる環境づくりと子育てや介護サービスの充実などの社会的支援に努めます。

### II あらゆる分野における男女共同参画の推進

政治・経済、地域社会、教育などのあらゆる分野において、男女が性別に関わりなく個人としての能力を十分に発揮できる機会の確保を目指し、男女共同参画社会形成を担うリーダー等の人材を育成するとともに、政策等の立案や方針決定の場への女性の参画促進に努めます。

就業分野における女性の活躍推進のための環境整備、子育てや介護サービスの充実などの社会的支援に努めます。

### III 男女の人権尊重と暴力の根絶

男女がお互いの性を理解し尊重し合える人権意識の確立を目指し、性に関する正しい知識の普及を図るとともに、男女間のあらゆる暴力の根絶に努めます。

男女が生涯を通じて社会参画していくことのできる環境づくりを目指し、健康の保持増進を図るとともに、高齢者、ひとり親家庭、障害者等に対する自立支援や生きがい対策に努めます。

また、貧困のほか、身体的・精神的な困難を複合的に抱えている男女に対し、関係機関の連携による切れ目のない支援に努めます。

### 3 計画が目指す男女共同参画社会のすがた

本計画を推進することにより、次のような社会の実現を目指します。



#### 家庭では

一人ひとりの人権が尊重され、家族全員が協力しながら、家事・子育て・介護などに積極的に関わり、喜びも責任も分かち合い、豊かで充実した家庭を築いています。



#### 地域では

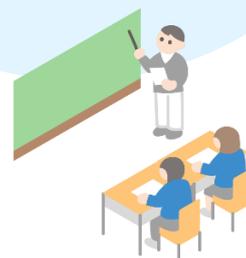
固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）に基づく慣行やしきたりが見直され、一人ひとりの考え方や人権が尊重され、自治会・防災組織・PTA 等地域に根ざした組織・団体における様々な活動の企画や方針決定に参画し、豊かで済みやすい地域づくりに貢献しています。

#### 職場では

採用・配置・昇進・賃金などにおいて、男女間格差が解消され、性別にかかわらず一人ひとりの人権が尊重され、個性・能力・意欲を十分に発揮しながら、ワーク・ライフ・バランスの実現により、男女が共に働きやすい職場環境の中で、ゆとりと充実感をもって生き生きと働いています。

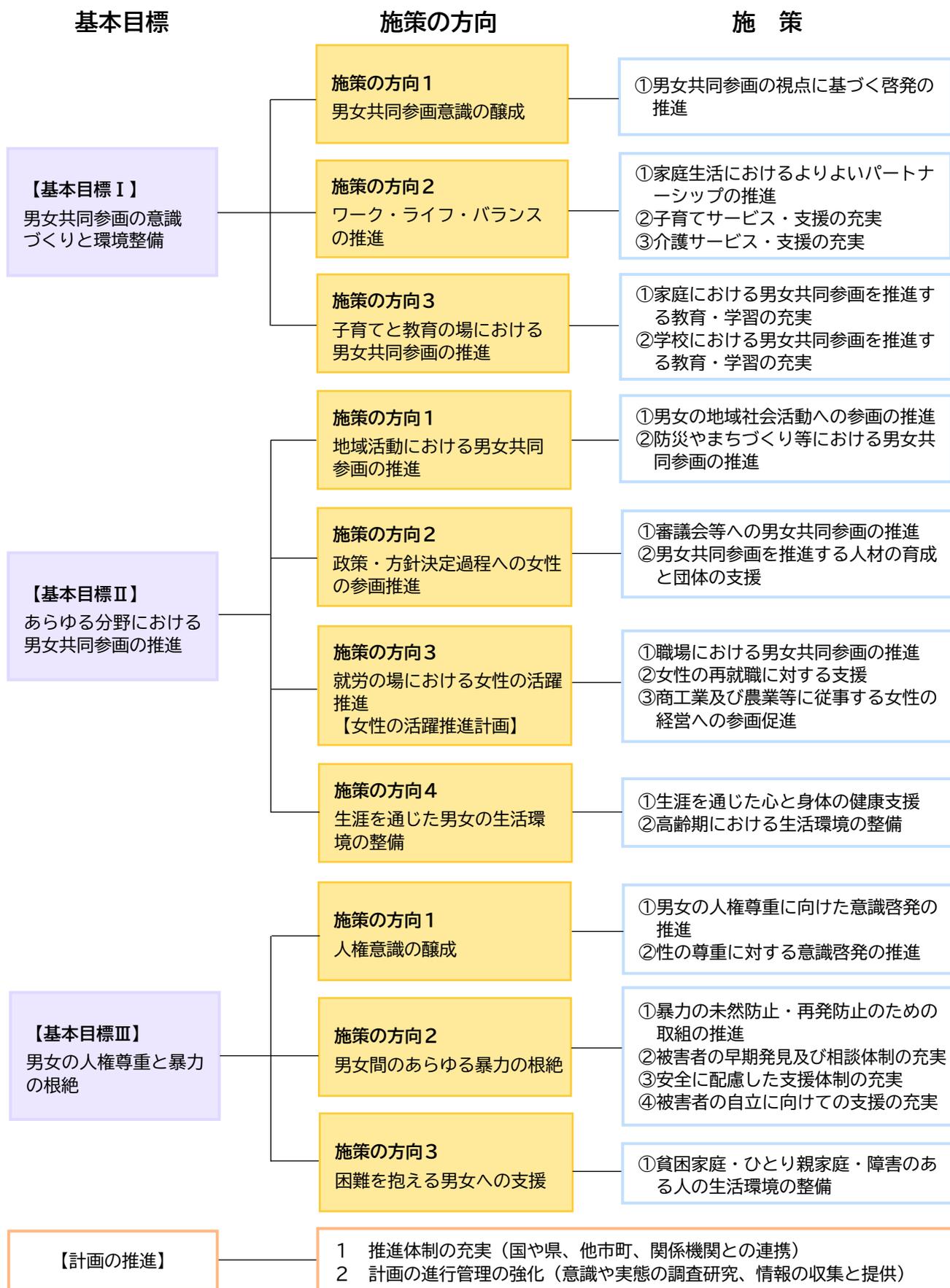
#### 学校では

児童・生徒一人ひとりの人権が尊重され、性別にかかわらず、自分の生き方を社会との関わりの中で考えるような教育が進められ、進学や就職に際しては、個人の意思と適性が尊重された進路選択がなされています。



## 4 計画の体系

本計画では、3つの「基本目標」と10の「施策の方向」に基づき各種施策に取り組みます。



## 第4章 施策の内容

### 基本目標Ⅰ 男女共同参画の意識づくりと環境整備

#### 施策の方向1 男女共同参画意識の醸成

固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見については、時代とともに変わりつつあるものの、特に男性に強く残っており、そのことが家事や育児、家族の介護等の家庭における役割の多くを事実上女性が担っていることにつながっているとの指摘があります。このことから男性の家庭生活への参画を推進するため、意識啓発や情報提供等を通して、男女共同参画への男性の理解促進と意識改革を目指します。

##### ①男女共同参画の視点に基づく啓発の推進

事業番号	事業名	事業の内容	担当課
1	男女共同参画情報「みいな」等による広報・啓発	市民等に向けた情報紙を発行し、男女共同参画の啓発・情報提供を行います。	市民協働推進課
2	男女共同参画フォーラム等の開催	市民が男女共同参画の理解を深め、一人ひとりの男女共同参画意識の高揚を図ることを目的にフォーラムやセミナーを開催します。	市民協働推進課
3	男女共同参画社会に関する市民意識調査	男女共同参画社会の形成状況や市民意識の現状を把握するため、2～3年ごとに実施します。	市民協働推進課
4	市職員研修	男女共同参画についての認識を深めるため、職員を対象に研修会を実施します。	市民協働推進課 総務課

#### 施策の方向2 ワーク・ライフ・バランスの推進

共働きが増加し、個人の価値観や生き方が多様化している中で、これまでの長時間労働を前提とした働き方や固定的な役割分担意識を見直す必要があります。

本市では、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を推進し、男女が互いの生き方を認め合いながら、協力して家事、育児、介護などに取り組むことで、希望するライフスタイルを実現できるよう、子育てと介護サービスの充実や支援に取り組めます。

##### ①家庭生活におけるよりよいパートナーシップの推進

事業番号	事業名	事業の内容	担当課
5	家庭生活におけるワーク・ライフ・バランスの啓発	固定的役割分担にとらわれない積極的な家事への参画を促し、男女が共に協力して、育児・家事・介護の分担を行う「イクボス」としての意識醸成を図ります。	市民協働推進課

6	「家庭の日」の推進	家族と一緒に過ごす時間を作るため、第3日曜日の「家族の日」に合わせて交流事業を実施するとともに、PR活動を強化するなど啓発活動を推進し、家族の絆を深めるきっかけを作ります。	生涯学習課
---	-----------	--	-------

## ②子育てサービス・支援の充実

事業番号	事業名	事業の内容	担当課
7	多様な保育ニーズに対応した保育サービス	多様な働き方や家族構成に対応した保育サービスの充実等、子育て支援に取り組みます。	保育課
8	地域における子育て支援	地域子育てサロンにおいて、子育て家庭への遊びの場・交流の場の提供、相談・援助を行います。	子育て相談課
9	子育て相談	家庭児童相談室等において、来所相談・電話相談・家庭訪問を行い、子育て家庭への育児支援を行います。	子育て相談課
10	ファミリーサポートセンター事業	安心して子育てができる環境を整備するため、会員相互の援助活動によって子育てを支援します。	子育て支援課
11	放課後児童対策	就労等により昼間保護者がいない児童を、放課後や長期休業期間に預かり健全な育成を図ります。	子育て支援課

## ③介護サービス・支援の充実

事業番号	事業名	事業の内容	担当課
12	介護保険制度の普及	介護保険制度や各サービスへの理解を促すため、制度のパンフレット等を用いて窓口での説明を行うとともに、65歳到達者へのパンフレット送付や出前講座等により、制度の周知普及に努めます。	高齢福祉課
13	高齢者総合相談支援	市内8箇所の地域包括支援センターが、地域に住む高齢者等に関するさまざまな相談をすべて受け止め、適切な機関・制度・サービスにつなぎ、継続的にフォローするとともに、必要な支援を行います。また、基幹型地域包括支援センター（市営直営1箇所）が各センターの後方支援、総合調整を行い、相談支援等の機能強化を図ります。	高齢福祉課
14	サービス基盤の整備	高齢者が住み慣れた地域や在宅で安心して暮らすことができるよう、施設及び居住系サービスの基盤を整備します。	高齢福祉課

### 施策の方向3 子育てと教育の場における男女共同参画の推進

他人を思いやり尊重することのできる人権意識や多様な選択を可能にする男女平等意識は、家庭や学校の中で幼少期から形成されることから、教育の果たす役割は大きいものがあります。

本市では、男女共同参画社会を実現するために、意識や考え方に大きな影響を与える家庭教育、幼児教育や学校教育の場において、発達段階に応じた教育を断続的に行っていきます。

また、教職員や保護者についても、男女平等教育を推進するための研修会等を積極的に実施します。

#### ①家庭における男女共同参画を推進する教育・学習の充実

事業番号	事業名	事業の内容	担当課
15	教育講演会の開催	那須塩原市 PTA 連絡協議会と連携し、保護者を対象として家庭教育に関する講演会を実施します。	生涯学習課
16	親学習プログラムの活用	家庭教育について考える機会を提供するため、親学習プログラムを活用します。	生涯学習課
17	家庭教育オピニオンリーダーの育成	家庭教育を支援するオピニオンリーダーを育成するため、活動を支援します。	生涯学習課

#### ②学校における男女共同参画を推進する教育・学習の充実

事業番号	事業名	事業の内容	担当課
18	学校における人権教育の充実	児童生徒が人権に関して主体的に学ぶ機会を設け、人権教育の充実を図ります。 男女共同参画の視点に立った教育を推進し、児童生徒が自分らしさを伸ばすことができる学びの場を設定します。 児童生徒の個性に合った生活指導・進路指導を積極的に行います。 障害のある児童生徒一人ひとりの教育ニーズに応じた指導や支援を行います。 各校の人権教育主任等の研修会参加及び各校における人権教育に関する校内研修会の実施により、教職員の資質向上を図ります。	学校教育課
19	多様な進路選択の指導	性別に捉われない職業観の育成を図るとともに、互いに人権を尊重し、能力を十分に発揮できるようキャリア教育の充実を推進します。	学校教育課

## 基本目標Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画の推進

### 施策の方向1 地域活動における男女共同参画の推進

社会の活力を高めるためには、男女を問わず、様々な立場の意見を取り入れることが重要です。本市では、身近な暮らしの場である地域の活動に性別や年代にかかわらず参画できる環境づくりを推進するため、地域に学習や交流の機会を提供する市民活動センターを設置運営し、男女を問わず、あらゆる市民及び団体が、地域活動、市民活動に積極的に参加できる体制を整備します。

また地域活性化のため、コミュニティ設立と活動への支援、自主防災組織の結成や地域自主防犯活動への支援に取り組みます。

#### ①男女の地域社会活動への参画の促進

事業番号	事業名	事業の内容	担当課
20	生涯学習情報の提供	市民等へ向けて、生涯学習情報誌や案内の発行、市ホームページへの掲載や冊子の発行により、情報提供を行います。	生涯学習課
21	公民館事業	生涯学習社会の充実に向けて、学級・講座の開催等、地域の特性を生かした施策を展開します。	生涯学習課
22	生涯学習出前講座 (行政編)(市民編)	行政編では職員等が市政に関する講座を提供し、市民編では生涯学習ボランティアが学習提供します。	生涯学習課
23	市民大学講座	市民への学習活動の支援や多様な学習に関する情報及び機会の提供を行います。	生涯学習課

#### ②防災やまちづくり等における男女共同参画の推進

事業番号	事業名	事業の内容	担当課
24	市民提案型協働のまちづくりへの支援	魅力ある地域社会を実現するため、市民活動団体が提案する公益性の高い活動へ補助金を交付します。	市民協働推進課
25	コミュニティ設立支援	地域の活性化のため、コミュニティ未設置地区におけるコミュニティの新設等を支援します。	市民協働推進課
26	市民活動センター及びセンター利用者協議会の運営	市民活動に関する情報収集や相談業務、学習機会を提供し、市民自らが参加する協働のまちづくりを推進するため、市民活動センターを運営し、併せて市民活動センター利用者協議会の運営を支援します。	市民協働推進課
27	広聴事業の推進	市民の意見を市政に反映させるため、効率的かつ効果的に市民から広く意見を収集する取組を推進します。	企画政策課
28	自主防災組織育成支援	災害に強いまちづくりを推進するため、自治会を単位とする自主防災組織の結成を支援します。	危機管理室

29	地域自主防犯活動支援	犯罪のないまちづくりを推進するため、防犯活動を自主的に実践する地域団体を支援します。	生活課
30	コミュニティ活動支援	コミュニティによるまちづくり推進のため、コミュニティへ活動補助金の交付や研修会等を行います。	市民協働推進課

## 施策の方向2 政策・方針決定過程への女性の参画推進

男女共同参画社会の実現には、男女が社会の対等な構成員として、政治、経済、社会、文化などあらゆる分野の政策・方針決定過程へ女性が積極的に参画していくことが求められています。

本市では、男女共同参画の支援を踏まえ、審議会等において、性別に偏りのない参画が図られるよう働きかけていくとともに、女性リーダーの育成と発掘に努め、地域等で活躍できる女性の育成を勧めます。

### ①審議会等への男女共同参画の推進

事業番号	事業名	事業の内容	担当課
31	審議会等の男女比率の改善	政策・方針決定過程への女性の参画を図るため、審議会等の男女比率に偏りがないよう働き掛けます。	市民協働推進課
32	女性の人材登録	各種審議会等の女性委員の登用を促進するため、女性の人材登録及び活用を進めます。	市民協働推進課
33	市女性職員の方針決定過程への参画	女性管理職としての人材育成のため、引き続き中堅の女性職員を自治大学校の研修に派遣するとともに、若手の女性職員を国・県に研修員として派遣します。	総務課

### ②男女共同参画を推進する人材の育成と団体の支援

事業番号	事業名	事業の内容	担当課
34	リーダーの育成	男女共同参画の支援に立ちながら活躍する人材を育成するため、研修会等への参加を支援します。	市民協働推進課
35	団体の育成・支援	男女共同参画を推進する団体を育成し、活躍を支援します。	市民協働推進課

### 施策の方向3 就労の場における女性の活躍推進

豊かで活力ある社会の実現を図るため、男女が共に働きやすい職場環境の整備やより一層の女性の職業生活における活躍推進が求められています。

本市では、就労や労働環境、ワーク・ライフ・バランスに関する情報提供を積極的に行いながら、長時間労働の是正や柔軟な勤務形態の導入等に向けた取組の推進に向けて、啓発を行います。

さらに女性への再就職のための情報提供や創業支援、農村女性の地位向上・経営参画のために女性認定農業者や女性農業士の育成を目指すこと等で、働くことを希望する女性が、その希望に応じた働き方を実現できる環境づくりに取り組みます。

#### ①職場における男女共同参画の推進

事業番号	事業名	事業の内容	担当課
36	商工業等の分野における男女共同参画の推進	男女共同参画推進のため、商工業等の分野において、女性の参画を推進します。 労働に関する法律・制度や、関係機関の労働相談などの情報提供を行います。 商工会・金融機関と連携し、創業希望者を支援します。	商工観光課
37	農業・農村男女共同参画の推進	農村女性の地位向上・経営参画のため、女性認定農業者や女性農業士の育成に努めます。	農務畜産課
38	家族経営協定締結の推進	性別・世代を問わず対等な立場で話し合い、豊かな農業経営と生活設計を目指す家族経営協定の締結を推進します。	農業委員会
39	各種ハラスメント防止のための啓発	各種ハラスメント（セクハラ、パワハラ、マタハラ、モラハラ等）の防止など、男女とも働きやすい職場環境の整備に向けて、啓発を行います。	市民協働推進課
40	各種ハラスメント防止のための啓発	各種ハラスメント防止のため、パンフレットの設置やポスターを掲示、市広報誌やホームページ掲載により、啓発を行います。	商工観光課
41	市職員へのワーク・ライフ・バランスの啓発	市職員へのワーク・ライフ・バランス啓発のため、研修を実施します。	市民協働推進課
42	職場におけるワーク・ライフ・バランスの啓発	職場におけるワーク・ライフ・バランス啓発のため、パンフレットの設置やポスターを掲示します。	商工観光課
43	市役所におけるワーク・ライフ・バランスの推進	市職員が仕事と家庭生活との両立ができるよう職場全体で支援する環境整備を推進します。	総務課
44	市役所におけるカムバック制度の運用	性別を問わず育児又は介護の理由により退職せざるを得なかった職員の再採用を可能とする制度（カムバック制度）を運用します。	総務課

#### ②女性の再就職に対する支援

事業番号	事業名	事業の内容	担当課
45	女性の再就職支援に関する情報提供	ハローワーク大田原が実施しているマザーズコーナー等の実施事業に関する情報提供を行うことで、子育て女性への再就職を支援します。	商工観光課

### ③商工業及び農業等に従事する女性の経営への参画促進

事業番号	事業名	事業の内容	担当課
再掲	商工業等の分野における男女共同参画の推進	男女共同参画推進のため、商工業等の分野において、女性の参画を推進します。	商工観光課
再掲	農業・農村男女共同参画の推進	農村女性の地位向上・経営参画のため、女性認定農業者や女性農業士の育成に努めます。	農務畜産課
再掲	家族経営協定締結の推進	性別・世代を問わず対等な立場で話し合い、豊かな農業経営と生活設計を目指す家族経営協定の締結を推進します。	農業委員会

## 施策の方向4 生涯を通じた男女の生活環境の整備

男女が、生涯にわたり健康で生き生きと自らの個性や能力を発揮していくためには、健康を保持し、いつまでも社会と関わりながら自分らしく生きていくことが重要です。

本市では、心と身体の健康を保持増進し、生涯を通じて社会参画していけるよう、それぞれのライフステージに応じて、スポーツやレクリエーションなどを通じた健康や体力づくりへの支援を行うとともに、高齢者の介護予防及び生きがい対策の充実を図ります。

### ①生涯を通じた心と身体の健康支援

事業番号	事業名	事業の内容	担当課
46	自殺防止対策	カウンセリング事業、セルフチェックシステム、人材育成事業を通じて、自殺の予防を推進します。	社会福祉課
47	がん検診の推進	20歳以上の女性及び40歳以上の男性に対し、がん検診等を実施し、がんの早期発見・早期治療により壮年期死亡の減少を図ります。 さらに、女性特有のがん検診及び精密検査の重要性について、普及・啓発を図ります。	健康増進課
48	生活習慣病の予防	特定健康診査、特定保健指導、健康相談等を実施し、市民が自らが生活習慣を振り返り、生活習慣病の発症予防と重症化予防に取り組めるよう支援します。 性差に応じた健康を保持するため、骨粗しょう症検査の重要性について、普及・啓発を図ります。 喫煙や飲酒について、正しい知識の普及・啓発を図ります。	健康増進課
49	妊娠・出産期における女性の健康支援	不妊・不育治療の支援並びに妊産婦の健康診査及び相談を実施することにより、身体的、精神的及び経済的にも安全安心な妊娠や出産が可能となるよう取り組みます。	子育て相談課
50	母性父性育成支援	訪問指導等、子どもを持つ親が健全な母性や父性を育み、地域のなかで安心して育児ができるよう支援します。	子育て相談課

51	乳幼児健康診査・相談	乳幼児を対象に、健康診査・相談事業を実施することで、子どもの健やかな成長・発達を支援します。	子育て相談課
52	文化の振興	地域に根差した文化活動の推進・文化団体の育成支援と人材育成、特色ある文化づくりを推進します。	生涯学習課
53	生涯スポーツの普及	年齢や生涯の有無にかかわらず、誰もがそれぞれのライフステージに応じてスポーツ・レクリエーションに親しむ環境づくりを推進します。	スポーツ振興課

## ②高齢期における生活環境の整備

事業番号	事業名	事業の内容	担当課
54	介護予防	高齢者が地域で可能な限り自立した生活を送れるよう、「住民運営の通いの場」の活動を支援します。	高齢福祉課
55	生きがいつくり	健康を保持し生きがいのある老後を構築するとともに、仲間づくりを目的として事業を実施します。	生涯学習課

## 基本目標Ⅲ 男女の人権尊重と暴力の根絶

### 施策の方向1 人権意識の醸成

男女共同参画社会を実現するためには、男女が互いの身体的性差を理解し合い、個人としての人権が尊重されることが重要です。

本市では、差別や偏見のない社会を実現するため、性同一障害等についての理解を深めるための啓発を行います。

また、豊かな母性と父性を育むための健康教育の実施や発達段階に応じた性に関する正しい知識についての教育を行うため、学校と関係機関との更なる連携強化を図ります。

#### ①男女の人権尊重に向けた意識啓発の推進

事業番号	事業名	事業の内容	担当課
56	小学生への人権啓発	小学校就学児童への人権啓発のため、「人権の花運動」を実施します。	市民協働推進課
57	人権相談	偏見や差別をなくすことと、差別や人権侵害の予防・早期解決を目的とし、人権相談窓口を定期的に開設します。	市民協働推進課

#### ②性の尊重に対する意識啓発の推進

事業番号	事業名	事業の内容	担当課
58	セクシュアル・ハラスメント防止のための啓発	国が作成したチラシ等を活用し、セクシュアル・ハラスメント防止のための啓発に努めます。	市民協働推進課
59	性的指向や性同一性障害に関する啓発・情報の提供	性的指向や性同一性障害への理解を深めるための啓発に努めます。 また、誰もが自分らしく生きることのできる社会の実現に向けて、「なすしおばらパートナーシップ宣誓制度」を実施します。	市民協働推進課
60	相談機関の周知	DV 被害者の早期発見を目的に相談機関等の周知に努めます。	市民協働推進課
61	思春期保健指導	豊かな母性や父性を育むため、思春期にある中・高校生を対象とした性に関する指導等を実施します。	子育て相談課
62	メディア・リテラシーの向上	情報モラルの重要性を認識させるとともに、子どもの道徳性を向上させるため、メディア・リテラシーの正しい活用について推進を図ります。	学校教育課
63	有害環境の浄化	青少年の非行防止及び健全育成のため、立入調査や市内巡回指導、白ポストによる有害図書の回収を実施します。	生涯学習課

## 施策の方向2 男女間のあらゆる暴力の根絶

DVは、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、絶対に許されるものではありません。また、対策の推進に当たっては、市民の正しい理解を促し認識を深めるとともに、DV被害者の安全と人権を最大限に尊重する必要があります。

本市では、「第2次那須塩原市配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」に基づき、配偶者等からの暴力防止、被害者の安全確保及び自立支援等の施策を総合的かつ一体的に取り組みます。

### ①暴力の未然防止・再発防止のための取組の推進

事業番号	事業名	事業の内容	担当課
64	DV防止のための啓発	DVには多様な暴力の種類があり、重大な人権侵害であることを認識させ、DV防止の啓発に努めます。	市民協働推進課
65	中・高校生に対するDV防止のための啓発	デートDVとはどのような行為なのかを中・高校生に認識してもらい、DV防止の啓発に努めます。	市民協働推進課

### ②被害者の早期発見及び相談体制の充実

事業番号	事業名	事業の内容	担当課
66	民生委員・児童委員など地域で活動している人たちとの連携	DV窓口を民生委員・児童委員など地域で活動している人たちをはじめ、広く市民に周知し、被害者の早期発見に努めます。	子育て相談課
67	DVに関する相談支援	DVなど様々な問題を抱え悩んでいる女性のため、相談員を配置し、支援します。	子育て相談課
68	DVに関する相談支援	養護者による高齢者虐待の防止及び保護のため、高齢者及び養護者に対して、相談・指導を行います。	高齢福祉課

### ③安全に配慮した支援体制の充実

事業番号	事業名	事業の内容	担当課
69	DV被害等の緊急一時避難支援	DVが社会問題として顕著化する中で、多様化・複雑化してきたため、様々なケースに対応できるよう支援を強化します。	子育て相談課
70	DV被害者の支援者安全確保	DV被害者を支援する者の安全対策を図ります。	子育て相談課

#### ④被害者の自立に向けての支援の充実

事業番号	事業名	事業の内容	担当課
71	DV 被害者の自立支援体制の充実	保護命令を受けた父又は母に対し、児童扶養手当の給付及び保険診療自己負担分の医療費を助成します。	子育て支援課
72	DV 被害者の自立支援体制の充実	保護命令を受けた被害者及び一時保護を受けた被害者の市営住宅の入居に配慮します。	都市整備課
73	DV 被害者の自立支援体制の充実	DV 被害者に対し、関係機関と連携し、自立に向けた支援を行います。	子育て相談課

### 施策の方向3 困難を抱える男女への支援

貧困や高齢・障害など困難を抱える男女に対し、国や栃木県との連携の下、経済的な自立支援、各種サービスの充実などにより、安心して生活ができるよう支援に努めます。

#### ①貧困家庭・ひとり親家庭・障害のある人の生活環境の整備

事業番号	事業名	事業の内容	担当課
74	生活困窮者に対する相談体制の充実	社会福祉課と社会福祉協議会に福祉総合相談窓口を設置し、生活保護に至る前の生活困窮世帯を対象に、自立相談、家計相談を実施します。	社会福祉課（社会福祉協議会）
75	生活困窮者等の子どもに対する学習支援の実施	生活保護、準要保護世帯の児童生徒を対象に、市内公民館で学習支援事業を実施します。	社会福祉課
76	ひとり親家庭の自立支援	ひとり親家庭の父又は母を対象とした自立支援給付金事業を実施します。	子育て相談課
77	ひとり親家庭の自立支援	ひとり親家庭に対し、児童扶養手当の給付及び保険診療自己負担分の医療費を助成します。	子育て支援課
78	障害者の地域生活支援	障害のある人が地域において、その心身状態や意思に応じて自立した社会生活を営むことができるよう支援します。	社会福祉課

## 第5章 計画の推進

### 1 推進体制の充実

本計画に関する施策を着実に推進するため、次のとおり取り組みます。

#### 男女共同参画推進本部

男女共同参画に関する施策を総合的に推進するため、庁内の横断的組織である「男女共同参画推進本部」を中心に、庁内関係部局が連携を図りながら、全庁を挙げて本計画の推進に取り組みます。

#### 男女共同参画審議会

市長の諮問機関である男女共同参画審議会に対し、行動計画の策定又は変更、施策の実施状況や重要事項について、必要に応じて意見や提言を求めます。

#### 関係機関、団体等との連携

本計画の推進のため、国、栃木県、近隣市町、事業者、民間団体等との連携強化を進め、協力して課題解決に取り組みます。

### 2 計画の進行管理の強化

本計画の確実な実行のため、次のとおり定期的な状況把握を行います。

#### 進行管理と公表

本計画の進捗状況を確認するため、毎年、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について、点検評価し、これを公表します。

#### 計画の見直し

社会情勢の変化や各種施策の実施状況や効果を踏まえ、必要に応じ見直しを行います。

#### 調査研究等

男女共同参画に関する意識調査を定期的実施し、男女共同参画社会の形成状況を調査研究していきます。

#### 情報収集と提供

国、栃木県、企業等の情報を収集し、男女共同参画広報紙等で市民に提供します。

### 3 計画が目指す目標値

計画に基づく施策を計画的かつ効果的に実施するため、3つの基本目標について、目標値を設定し、毎年度の取組の効果を検証します。目標設定指標の項目は、計画の着実な推進と実効性のあるフォローアップを行う観点から、点検・評価が必要なものとしました。

目標設定指標		基準値 (R3年度)	目標値 (R9年度)	担当課	
基本目標Ⅰ 男女共同参画の意識づくりと環境整備	施策の方向1 男女共同参画意識の醸成				
	① 男女共同参画の視点に基づく啓発の推進				
	○	男は仕事、女は家庭といった性別による役割を固定する考えを持つ人の割合	3.3%	1.0% (以下)	市民協働推進課
	○	男女共同参画情報「みいな」の認知度	34.4%	40.0%	市民協働推進課
	施策の方向2 ワーク・ライフ・バランスの推進				
	① 家庭生活におけるよりよいパートナーシップの推進				
	○	家庭生活において男女の地位が平等になっていると感じる人の割合	26.9%	39.0%	市民協働推進課
	○	ワーク・ライフ・バランスの内容を知っている人の割合	35.0%	44.0%	市民協働推進課
	6	「家庭の日」推進のため行う『子どもフェスタ』の来場者数	未実施	500人	生涯学習課
	② 子育てサービス・支援の充実				
	7	特別保育事業（延長、病児・病後保育、休日、一時）の実施施設数	38箇所	38箇所	保育課
	8	出張サロン開設箇所数	5箇所	7箇所	子育て相談課
	10	ファミリーサポートセンター サポート率	100%	100%	子育て支援課
11	児童クラブの待機児童数	0人	0人	子育て支援課	
③ 介護サービス・支援の充実					
13	地域包括支援センター相談件数	19,962件	20,000件	高齢福祉課	

目標設定指標欄の番号は、「第4章 施策の内容」に記載されている『事業番号』です。

○がついている項目は、市民意識調査からの目標設定指標です。

目標設定指標		基準値 (R3年度)	目標値 (R9年度)	担当課	
基本目標Ⅰ 男女共同参画の意識づくりと環境整備	施策の方向3 子育てと教育の場における男女共同参画の推進				
	① 家庭における男女共同参画を推進する教育・学習の充実				
	15	教育講演会等の家庭教育力向上に係る事業への参加者数	467名	650名	生涯学習課
	16	親学習プログラム活用事業の実施回数	16回	16回	生涯学習課
	17	家庭教育オピニオンリーダー会員数	37人	43人	生涯学習課
	② 学校における男女共同参画を推進する教育・学習の充実				
	○	学校における男女の地位が平等になっていると感じる割合	63.5%	71.0%	市民協働推進課
	18	とちぎっ子学習状況調査における質問項目「誰に対しても、思いやりの心をもって接している」に対する肯定率	90.1%	100%	学校教育課

目標設定指標欄の番号は、「第4章 施策の内容」に記載されている『事業番号』です。

○がついている項目は、市民意識調査からの目標設定指標です。

目標設定指標		基準値 (R3年度)	目標値 (R9年度)	担当課	
基本目標Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画の推進	施策の方向1 地域活動における男女共同参画の推進				
	① 男女の地域社会活動への参画の促進				
	○	地域・社会活動に参加していない人の割合	42.0%	36.0% (以下)	市民協働推進課
	22	生涯学習出前講座利用件数（行政編） // （市民編）	27件 3件	30件 5件	生涯学習課
	23	市民大学講座受講者数【延べ】	262人	1,000人	生涯学習課
	② 防災やまちづくり等における男女共同参画の推進				
	24	市民提案型協働のまちづくり支援事業による各年度の支援団体数	3団体	8団体	市民協働推進課
	25	コミュニティ未設置地区	4地区	2地区	市民協働推進課
	28	自主防災組織の世帯カバー率	81.6%	95.0%	危機管理室
	29	自主防犯団体補助件数【累計】	3件	5件	生活課
	30	コミュニティ運営費補助金交付団体の割合	75.0%	100%	市民協働推進課
	施策の方向2 政策・方針決定過程への女性の参画推進				
	① 審議会等への男女共同参画の推進				
	31	審議会等における女性委員の割合	31.6%	37.0%	市民協働推進課
	33	管理職（課長補佐級以上）に占める女性職員の割合	24.3%	30.0% (以上)	総務課
	施策の方向3 就労の場における女性の活躍推進				
	① 職場における男女共同参画の推進				
	○	職場において男女の地位が平等になっていると感じる人の割合	28.7%	35.0%	市民協働推進課
	36	創業支援塾における女性受講者の割合	30.6%	33.0%	商工観光課
	38	家族経営協定締結件数の割合	16.1%	20.0%	農業委員会
	43	配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇の取得割合 配偶者出産休暇 育児参加のための休暇	66.7% 46.7%	100% 100%	総務課

目標設定指標欄の番号は、「第4章 施策の内容」に記載されている『事業番号』です。  
○がついている項目は、市民意識調査からの目標設定指標です。

目標設定指標		基準値 (R3年度)	目標値 (R9年度)	担当課	
基本 目 標 口	② 女性の再就職に対する支援				
	45	マザーズコーナー相談件数（市民）	405 件	540 件	商工観光課
	③ 商工業及び農業等に従事する女性の経営への参画促進				
	37	女性認定農業者数 女性農業士数	40 人 3 人	45 人 4 人	農務畜産課
	施策の方向4 生涯を通じた男女の生活環境の整備				
	① 生涯を通じた心と身体健康支援				
	47	大腸がん検診受診率	30.0%	50.0%	健康増進課
	48	特定健康診査の受診率・特定保健指導の実施率 (国保加入者) 特定健康診査 特定保健指導	40.1% 21.6%	48.0% 27.0%	健康増進課
	49	妊娠中から出産にかけて安心して過ごせた妊婦の割合（4か月児健康診査時）	85.0%	89.0%	子育て相談課
	50	お父さんの育児参加について「よくやっている」と思う母親の割合（1歳6か月児健康診査）	66.7%	68.0%	子育て相談課
51	育てにくさを感じた時の相談先や解決方法を知っている（3歳児健康診査）	87.3%	88.5%	子育て相談課	
52	文化振興事業観覧者数	6,333 人	26,750 人	生涯学習課	
② 高齢期における生活環境の整備					
54	介護予防のための「住民運営の通いの場」の数	46 箇所	65 箇所	高齢福祉課	

目標設定指標欄の番号は、「第4章 施策の内容」に記載されている『事業番号』です。

○がついている項目は、市民意識調査からの目標設定指標です。

目標設定指標		基準値 (R3年度)	目標値 (R9年度)	担当課	
基本 目 標 Ⅲ  男 女 の 人 権 尊 重 と 暴 力 の 根 絶	施策の方向1 人権意識の醸成				
	① 男女の人権尊重に向けた意識啓発の推進				
	○	社会全体の中で男女の地位が平等になっていると感じる人の割合	14.9%	24.0%	市民協働推進課
	② 性の尊重に対する意識啓発の推進				
	○	暴力について「どこ（誰）に相談してよいのか分からない」と答えた人の割合	24.0%	18.0% (以下)	市民協働推進課
	61	思春期保健事業（性に関する指導等）の実施中学校数	10校 (全校)	10校 (全校)	子育て相談課
	63	少年指導員による「愛の声かけ」人数	1,222人	1,500人	生涯学習課
	施策の方向2 男女間のあらゆる暴力の根絶				
	① 暴力の未然防止・再発防止のための取組の推進				
	○	夫婦間における「平手で打つ」を暴力として認識する人の割合	75.0%	88.0%	市民協働推進課
	② 被害者の早期発見及び相談体制の充実				
	67	DV相談件数	51件	80件	子育て相談課
	④ 被害者の自立に向けての支援の充実				
	71	DV被害者の自立支援を行う婦人相談員数	3人	3人	子育て相談課
施策の方向3 困難を抱える男女への支援					
① 貧困家庭・ひとり親家庭・障害のある人の生活環境の整備					
76	ひとり親家庭の自立支援のための高等職業訓練促進給付金の新規申請者数	1人	3人	子育て相談課	
78	障害のある人の地域生活支援のための介護給付サービス利用者の割合	13.0%	14.0%	社会福祉課	

目標設定指標欄の番号は、「第4章 施策の内容」に記載されている『事業番号』です。

○がついている項目は、市民意識調査からの目標設定指標です。

## 用語解説（五十音順）

五十音	用語	解説
い	イクボス	部下や同僚の育児・介護等に配慮・理解のある上司のこと。「イク（育児）」と「ボス（上司）」を組み合わせた造語です。
え	M字カーブ	日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいいます。これは、結婚や出産を機に労働市場から退出し、子育てが一段落すると再び労働市場に参入する女性が多いということが考えられます。
お	親学習プログラム	子どもへの理解や接し方、親子のコミュニケーション等、子育てに必要な知識やスキルについて、保護者同士が身近なエピソードやワークを通して話し合いながら主体的に学ぶ、参加型の学習プログラムのこと。
か	家族経営協定	意欲とやりがいを持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき取り決める協定のこと。
か	家庭教育オピニオンリーダー	家庭教育の指導者として、栃木県教育委員会主催の研修を受講し、地域での子育て支援活動を行っている方をいいます。市内では黒磯地区「たんぼぼの会」、西那須野地区「よもぎの会」、塩原地区「四季の会」の3つの団体が活動しています。
か	家庭の日	青少年の健全な育成において、家庭の果たす役割は重要であるため、栃木県では毎月第3日曜日を「家庭の日」と定め、家庭の教育力の向上を目指しています。
き	キャリア教育	一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達*を促す教育のこと。 ※キャリア発達 社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していく過程のこと。
し	市民活動センター	市民活動（市民の自主的かつ営利を目的としない社会に貢献する活動）をサポートする施設。 市民活動団体が自由に会合や作業に利用できる場として、また、市民活動に関する情報収集・提供や相談業務、学習機会の提供、各種団体の連携事業の企画立案などを行う拠点として運営しています。
し	女性農業士	模範的な農業経営を実践し、農村社会における男女共同参画や農村地域の活性化等を行う女性農業者で、県が認定しています。
し	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）	女性が、職業生活において、その希望に応じて、十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備するため制定された法律。 女性の活躍推進に向けた数値目標を盛り込んだ行動計画の策定・公表や、女性の職業選択に資する情報の公表が事業主（国や地方公共団体、常時雇用される労働者の数が101人以上の民間企業等）に義務付けられました。
せ	性的指向	人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念をいいます。具体的には、恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛、同性に向かう同性愛、男女両方に向かう両性愛などを指します。
せ	性同一性障害	性同一性障害（性別違和）は、生物学的性別（からだの性別）と、心理的性別（心の性）が一致しない状態のことを指します。

五十音	用語	解説
せ	性別に基づく固定的な役割分担意識 (固定的な性別役割分担意識)	男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けることをいいます。「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等は固定的な考え方により、男性・女性の役割を決めている例です。
せ	セクシュアル・ハラスメント、セクハラ	相手の意に反した性的な言動により相手に不快を与える性的嫌がらせ行為のこと。職場においては、性的言動に対する労働者の対応により、当該労働者がその労働条件において不利益を受けるものや就業環境が害されるものなどがあります。
た	第一次産業	農業、林業、漁業
た	第二次産業	鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業
た	第三次産業	電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス業、サービス業（他に分類されないもの）、公務（他に分類されるものを除く）、分類不能の産業
た	待機児童	保育が必要である児童にもかかわらず、保育所や認定こども園等を利用できない状態にある児童のこと。
た	ダイバーシティ	直訳すると多様性を意味します。集団において年齢、性別、障害の有無、国籍、文化的背景、宗教、性的指向・性自認などさまざまな属性の人が集まった状態のことをいいます。
た	男女共同参画社会	「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」のこと。
ち	地域包括支援センター	保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員を配置し、相互に連携しながら、地域高齢者の保健・福祉・医療の向上のための総合的な支援をする機関のこと。
て	デートDV	恋人や交際相手などの親密な関係にある者（配偶者等を除く）の一方から他方に対してふるわれる身体的、精神的、経済的及び性的暴力のこと。
て	テレワーク	情報通信技術（ICT）を活用した、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方のこと。
と	ドメスティック・バイオレンス（DV）	一般的に配偶者や交際相手など親密な関係にある又はあった者からの暴力をいいます。広義では女性や子ども、高齢者や障害のある人など家庭内の弱者への家庭内暴力を指します。暴力には、身体的暴力、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力、社会的暴力など様々な形があります。家庭内で起こるため、外部からの発見が難しく、被害が深刻化しやすい傾向があります。
に	認定農業者	農業経営基盤強化促進法に基づき、自らの経営を改善するために「農業経営改善計画」を作成・申請し、市町村から認定を受けた農業経営者のこと。認定されると、国や県、市町村等からさまざまな支援を受けることができます。

五十音	用語	解説
は	パワー・ハラスメント、パワハラ	「同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為」と定義されており、主に職場のいじめ・いやがらせとして使用されます。また、上司から部下に行われるものだけでなく、先輩・後輩間、さらには部下から上司に対して様々な優位性を背景に行われるものも含まれます。
ふ	ファミリーサポートセンター	病児・病後児の預かりや緊急時の預かりなどで子育てをサポートしてほしい人と子育てをサポートできる人が、会員登録をしてお互いに助け合う会員組織のこと。
ほ	放課後児童クラブ（学童保育）	仕事や病気、出産等により、昼間保護者のいない小学校の子どもたちが、放課後や長期休業日に、健全に充実した生活を送ることができる場を提供する事業のこと。
ほ	保護命令	DV加害者から身体などへの暴力を受けた被害者が加害者による更なる暴力によって身体や生命に重大な被害を受ける恐れが大きいときに、裁判所が被害者からの申立てにより、被害者に近寄らないよう加害者に対し発する命令のこと。
ま	マタニティ・ハラスメント、マタハラ	妊娠・出産したこと、育児や介護のための制度を利用したことに関して、上司や同僚が就業環境を害する言動のこと。 妊娠・出産、育児休業等を理由として、解雇、減給、降格、不利益な配置転換などの不利益な取り扱いを受けることも含めた意味でつかわれる場合もあります。
み	民生委員・児童委員	民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める方々であり、児童委員を兼ねています。 児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行います。また、一部の児童委員は児童に関することを専門的に担当する「主任児童委員」の指名を受けています。
む	無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）	自分自身は気づいていない「ものの見方やとらえ方のゆがみや偏り」をいいます。自分自身では意識しづらく、ゆがみや偏りがあるとは認識していないため、「無意識の偏見」と表現されることもあります。
め	メディア・リテラシー	メディアを主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし活用する能力、メディアを通じコミュニケーションする能力の3つを構成要素とする複合的な能力のこと。
ら	ライフスタイル	生活の様式や営み方。また、人生観・価値観・習慣などを含めた個人の生き方。
ら	ライフステージ	人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などのそれぞれの段階のこと。家族については新婚期・育児期・教育期・子独立期・老夫婦期などに分けられます。
ろ	労働力率	15歳以上人口に占める労働力人口（就業者＋完全失業者）の割合。
わ	ワーク・ライフ・バランス	仕事と生活の調和。一人一人がやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる状態のこと。

## 1 第4次那須塩原市男女共同参画行動計画策定経過

日付	内容
令和3年8月10日～ 8月31日	男女共同参画社会に関する意識調査 (1)調査地域 市内全域 (2)調査対象 20歳以上の男女 (3)標本数 2,000人 (4)抽出方法 住民基本台帳に基づき性別・年代別・地区別無作為抽出 (5)調査方法 郵送配布・郵送回収及びインターネット回答 (礼状兼督促状1回送付) (6)回収結果 有効回答数808件(回収率40.4%)
令和4年3月24日	那須塩原市男女共同参画推進本部幹事会(書面開催) ・男女共同参画社会に関する市民意識調査の結果について
令和4年3月24日	那須塩原市男女共同参画推進本部会議(書面開催) ・男女共同参画社会に関する市民意識調査の結果について
令和4年3月25日	那須塩原市男女共同参画審議会(書面開催) ・第4次那須塩原市男女共同参画行動計画の策定について(諮問) ・男女共同参画社会に関する市民意識調査の結果について
令和4年6月9日	那須塩原市男女共同参画推進本部策定部会 ・第4次那須塩原市男女共同参画行動計画の策定について
令和4年6月22日	那須塩原市男女共同参画推進本部幹事会(書面開催) ・第4次那須塩原市男女共同参画行動計画の策定について
令和4年6月22日	那須塩原市男女共同参画推進本部会議(書面開催) ・第4次那須塩原市男女共同参画行動計画の策定について
令和4年7月13日	那須塩原市男女共同参画審議会 ・第4次那須塩原市男女共同参画行動計画の策定について
令和4年8月29日	那須塩原市男女共同参画推進本部策定部会 ・第4次那須塩原市男女共同参画行動計画の素案について
令和4年9月1日	那須塩原市男女共同参画推進本部幹事会 ・第4次那須塩原市男女共同参画行動計画の素案について
令和4年9月21日	那須塩原市男女共同参画推進本部会議 ・第4次那須塩原市男女共同参画行動計画の素案について
令和4年10月12日	那須塩原市男女共同参画審議会 ・第4次那須塩原市男女共同参画行動計画の素案について
令和4年11月24日～ 12月22日	パブリックコメント実施
令和5年2月8日	那須塩原市男女共同参画審議会(書面開催) ・第4次那須塩原市男女共同参画行動計画(案)について
令和5年3月1日	第4次那須塩原市男女共同参画行動計画答申書手交式(答申)

## 2 男女共同参画社会基本法

(平成11年7月16日法律第78号)

### 目次

#### 前文

#### 第一章 総則（第一条—第十二条）

#### 第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

#### 第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

#### 附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

### 第一章 総則

#### (目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

#### (定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

#### (男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人として

の尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を發揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなけれ

ばならない。

- 2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

## 第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
  - 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
  - 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
  - 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
  - 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。  
(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

## 第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
  - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総

数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。  
(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則〔平成十一年六月二三日法律第七八号抄〕  
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

附 則〔平成十一年七月十六日法律第百二号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日〔平成十三年一月六日〕から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 〔略〕

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一～十 〔略〕

十一 男女共同参画審議会

十二～五十八 〔略〕

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則〔平成十一年十二月二十二日法律第百六十号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。〔後略〕

### 3 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(平成 27 年 9 月 4 日法律第 64 号)

目次

第一章 総則(第一条―第四条)

第二章 基本方針等(第五条・第六条)

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針(第七条)

第二節 一般事業主行動計画等(第八条―第十八条)

第三節 特定事業主行動計画(第十九条)

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表(第二十条・第二十一条)

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置(第二十二条―第二十九条)

第五章 雑則(第三十条―第三十三条)

第六章 罰則(第三十四条―第三十九条)

附則

#### 第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性はその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること(以下「女性の職業生活における活躍」という。)が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法(平成十一年法律第七十八号)の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業

主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、

介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

- 3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則(次条及び第五条第一項において「基本原則」という。)にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

## 第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
  - 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
  - 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
    - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
    - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
    - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
  - 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(以下この条において「都道府県推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

- 2 市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(次項において「市町村推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

## 第三章 事業主行動計画等

### 第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画(次項において「事業主行動計画」と総称する。)の策定に関する指針(以下「事業主行動計画策定指針」という。)を定めなければならない。

- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。
  - 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
  - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
  - 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

### 第二節 一般事業主行動計画等

(一般事業主行動計画の策定等)

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であって、常時雇用する労働者の数が百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。)を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 計画期間
  - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
  - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者

の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第十四条第一項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第十三条の二

に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

- 2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

- 一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。
- 二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- 四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

- 4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところ

により、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

- 5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四第一項及び第二項、第五条の五、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
- 6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」と、「同項に」とあるのは「次項に」とする。
- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

### 第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

- 2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
  - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
  - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
  - 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
  - 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
  - 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
  - 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

### 第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

（一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主（常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものに限る。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
  - 二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績
- 2 第八条第一項に規定する一般事業主（前項に規定する一般事業主を除く。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表しなければならない。
  - 3 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する第一項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。
- （特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）
- 第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところに

より、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- 二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

#### 第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第二十二條 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。
- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第二十三條 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十四條 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。)の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」という。)の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

- 2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(啓発活動)

第二十五條 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十六條 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十七條 当該地方公共団体の区域において女性の職

業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、第二十二條第一項の規定により国が講ずる措置及び同條第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二條第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員(以下この項において「関係機関等」という。)が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十八條 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十九條 前二條に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

#### 第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第三十條 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同條第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(公表)

第三十一條 厚生労働大臣は、第二十条第一項若しくは第二項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第三項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前條の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(権限の委任)

第三十二條 第八条、第九条、第十一条、第十二條、第十五條、第十六條、第三十條及び前條に規定する厚生

労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

## 第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第二十二條第四項の規定に違反して秘密を漏らした者

二 第二十八條の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十条第二項(第十四条第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章(第七条を除く。)、第五章(第二十八条を除く。)及び第六章(第三十条を除く。)の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第二十二條第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定(同項に係る罰則を含む。)は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して

知り得た秘密については、第二十八條の規定(同条に係る罰則を含む。)は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。(社会保険労務士法の一部改正)

第五条 社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(内閣府設置法の一部改正)

第六条 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

附 則〔平成二九年三月三十一日法律第一四号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定 公布の日二・三 [略]

四 [前略] 附則第二十一条、第二十二條、第二十六條から第二十八條まで及び第三十二條の規定並びに附則第三十三條(次号に掲げる規定を除く。)の規定 平成三十年一月一日

五 [略]

(罰則に関する経過措置)

第三十四条 この法律(附則第一条第四号に掲げる規定にあつては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則〔令和元年六月五日法律第二四号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

[令和元年一二月政令一七四号により、令和二・六・一から施行]

一 [前略] 附則第六条の規定 公布の日

二 第二条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

[令和元年一二月政令一七四号により、令和四・四・一から施行]

(罰則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則〔令和四年三月三十一日法律第一二二号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 〔前略〕附則第二十八条の規定 公布の日

二 〔略〕

三 〔前略〕附則〔中略〕第二十四条〔中略〕の規定 令和四年十月一日

(政令への委任)

第二十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

〔令和四年六月一七日法律第六八号抄〕

(罰則の適用等に関する経過措置)

第四百四十一条 刑法等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十七号。以下「刑法等一部改正法」という。)及びこの法律(以下「刑法等一部改正法等」という。)の施行前にした行為の処罰については、次章に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

2 刑法等一部改正法等の施行後にした行為に対して、他の法律の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の法律の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑(刑法施行法第十九条第一項の規定又は第八十二条の規定による改正後の沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第二十五条第四項の規定の適用後のものを含む。)に刑法等一部改正法第二条の規定による改正前の刑法(明治四十年法律第四十五号。以下この項において「旧刑法」という。)第十二条に規定する懲役(以下「懲役」という。)、旧刑法第十三条に規定する禁錮(以下「禁錮」という。)又は旧刑法第十六条に規定する拘

留(以下「旧拘留」という。)が含まれるときは、当該刑のうち無期の懲役又は禁錮はそれぞれ無期拘禁刑と、有期の懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期(刑法施行法第二十条の規定の適用後のものを含む。)を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期(刑法施行法第二十条の規定の適用後のものを含む。)を同じくする拘留とする。

(裁判の効力とその執行に関する経過措置)

第四百四十二条 懲役、禁錮及び旧拘留の確定裁判の効力並びにその執行については、次章に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

(人の資格に関する経過措置)

第四百四十三条 懲役、禁錮又は旧拘留に処せられた者に係る人の資格に関する法令の規定の適用については、無期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ無期拘禁刑に処せられた者と、有期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ刑期を同じくする有期拘禁刑に処せられた者と、旧拘留に処せられた者は拘留に処せられた者とみなす。

2 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の法律の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の法律の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

(経過措置の政令への委任)

第五百九条 この編に定めるもののほか、刑法等一部改正法等の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則〔令和四年六月一七日法律第六八号抄〕

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法〔刑法等の一部を改正する法律=令和四年六月法律第六七号〕施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

二 〔略〕

## 4 那須塩原市男女共同参画推進条例

平成19年3月26日

条例第10号

目次

前文

第1章 総則(第1条—第6条)

第2章 基本的施策(第7条—第17条)

第3章 男女共同参画を阻害する行為の制限等(第18条—第20条)

第4章 那須塩原市男女共同参画審議会(第21条)

第5章 補則(第22条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、国際社会の取組と連動しつつ男女平

等の実現に向けた様々な取組が進められてきた。特に男女共同参画社会基本法においては、我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女共同参画社会の実現が21世紀の我が国社会を決定する最重要課題として位置付けられている。

本市においても、これまで男女共同参画社会の実現を目指し、様々な施策を推進してきた。

しかしながら、今もなお性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会慣行は依然として根強く、真の男女平等や男女共同参画社会の実現には多くの課題が残されている。

だれもが心豊かに健康で安心して暮らせる社会の実現

は、私たち市民の切なる願いであるが、そうした社会を築いていくためには、市民一人ひとりが自らの意思によって家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野における活動に積極的に参画することが必要である。

このような認識に立ち、市は、市、市民及び事業者が相互に協力連携して、性別にかかわらず個人として尊重され、男女が、自らの意思により対等な立場であらゆる分野の活動に参画し、責任を分かち合う男女共同参画社会の実現を目指し、この条例を制定する。

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進について、その基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する基本的な事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が平等に確保されることにより、男女が平等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により相手方の生活環境を害すること、又は性的な言動に対する相手方の対応によって不利益を与えることをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

- (1) 男女が個人としての尊厳が重んぜられること、男女が直接的であるか間接的であるかを問わず性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、男女間における暴力が根絶されることその他の男女の人権が尊重されること。
- (2) 性別による固定的な役割分担意識や偏見等に基づく社会における制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼさないよう配慮されること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、市における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、互いの協力と社会の支援の下に、家庭の重要性を認識して、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員として役割を円滑に果たし、かつ、職場、学校、地域その他の家庭以外の社会生活における活動に対等に参画できるようにすること。
- (5) 男女が、互いの身体的特徴及び性について理解を深め、かつ、尊重しあうことにより、生涯にわたり営方針の立案及び決定に参画する機会が確保される

健康な生活を営むことができるようにすること。

- (6) 男女共同参画の推進に向けた取組は国際社会の取組と密接に関係していることから、国際社会の動向を踏まえながら行うこと。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念のっとり、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、男女共同参画の推進に当たっては、市民、事業者、県、国等と連携しつつ、率先してこれに取り組むものとする。

3 市は、男女共同参画の推進に関する施策を推進するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念のっとり、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、それぞれが互いに協力し、男女共同参画を主体的かつ積極的に推進するとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念のっとり、その事業活動において、男女共同参画を主体的かつ積極的に推進するとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

## 第2章 基本的施策

(行動計画)

第7条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための行動計画を策定するものとする。

2 市長は、行動計画を策定し、又は変更するに当たっては、あらかじめ、市民及び事業者の意見を反映することができるよう必要な施策を講ずるとともに、那須塩原市男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。

3 市長は、行動計画を策定し、又は変更したときは、これを公表するものとする。

(意識の啓発)

第8条 市は、男女共同参画の推進についての意識の啓発を図るため、家庭、職場、学校、地域等における広報活動の実施、学習の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成)

第9条 市は、男女共同参画の推進を率先して行う人材を育成するため、研修の実施、講座の開設その他の必要な施策を講ずるものとする。

(活動の支援)

第10条 市は、市民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体による男女共同参画の推進についての自主的な活動を支援するため、情報の提供、助言その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(教育の分野における施策)

第11条 市は、学校教育、社会教育、家庭教育等のあらゆる分野において、男女平等意識の醸成、個性と能力の育成その他男女共同参画の推進のための必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(家族経営的な農林業、商工業等の分野における施策)

第12条 市は、家族経営的な農林業、商工業等の分野で、家族全員がそれぞれの能力を十分に発揮し、その能力が正当に評価され、並びに対等な構成員として経

ことにより、充実感をもって働ける環境づくりを推進するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(体制の整備等)

第13条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に企画し、調整し、及び実施するため、必要な体制の整備に努めるものとする。

2 市は、男女共同参画の推進に関する施策の実施に当たっては、常に関係行政機関及び関係団体と緊密に連携し、協力するよう努めるものとする。

(施策に関する意見の申出への対応)

第14条 市長は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について、意見の申出があったときは、適切に対応するよう努めるものとする。

2 市長は、前項の申出があった場合において、必要と認めるときは、那須塩原市男女共同参画審議会の意見を聴くことができる。

(積極的改善措置)

第15条 市は、政策の立案若しくは決定又は施策の実施に当たって、参画の機会に係る男女間の格差の改善を図る必要があると認めるときは、積極的改善措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市長その他の執行機関は、附属機関の委員等を任命し、又は委嘱するときは、積極的改善措置を講ずるよう努めるものとする。

(年次報告)

第16条 市長は、毎年、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について、報告書を作成し、これを公表するものとする。

(調査研究)

第17条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を策定し、及び実施するために必要な事項について調査及び研究を行うものとする。

### 第3章 男女共同参画を阻害する行為の制限等

(性別による権利侵害の禁止)

第18条 何人も、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、性別による差別的な取扱いを行ってはならない。

2 何人も、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

3 何人も、男女間において、身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為を行ってはならない。

4 前3項に定めるもののほか、何人も、性別により権利を侵害する行為を行ってはならない。

(性別による権利侵害等に関する相談への対応)

第19条 市長は、前条各項の規定に違反する行為その他の男女共同参画の推進を阻害する行為について相談を受けたときは、関係機関等と連携して、適切に対応するよう努めるものとする。

(公衆に表示する情報への配慮)

第20条 何人も、公衆に表示する情報が社会に及ぼす影響を考慮し、その情報において、性別による固定的な役割分担若しくは男女間の暴力的行為を助長し、若しくは連想させる表現又は不必要な性的表現を行わないよう努めなければならない。

### 第4章 那須塩原市男女共同参画審議会

(男女共同参画審議会の設置)

第21条 市に那須塩原市男女共同参画審議会(以下この条において「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 男女共同参画の推進に関する重要事項について調査し、及び審議し、必要と認める事項について、市長に意見を述べること。

(2) 市が実施する男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について、必要に応じ調査し、市長に意見を述べること。

3 審議会は、委員20人以内で組織する。この場合において、男女のいずれの委員の数も、委員総数の10分の4未満とならないものとする。

4 委員は、市民、関係機関の職員、事業者、学識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

### 第5章 補則

(委任)

第22条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

## 5 那須塩原市男女共同参画推進条例施行規則

平成19年3月30日

規則第6号

(趣旨)

第1条 この規則は、那須塩原市男女共同参画推進条例(平成19年那須塩原市条例第10号。以下「条例」という。)第22条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(申出者)

第2条 条例第14条第1項の意見の申出(以下「意見の申出」という。)を行うことができるものは、次に掲げるものとする。

(1) 市内に住所を有する者

(2) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体

(3) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者

(4) 市内に存する学校に在学する者

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者(申出の方法)

第3条 意見の申出は、意見申出書(別記様式)を市長に提出して行うものとする。

(条例第 14 条第 2 項の意見を聴かない申出)  
 第 4 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する事項に係る意見の申出については、那須塩原市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴かないものとする。

- (1) 判決、裁決等により確定した事項
- (2) 裁判所に係属し、又は行政庁に対し審査請求がされている事項
- (3) 住民監査請求又は議会に対する請願若しくは陳情が行われている事項
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が適当でないとする事項

(申出者への通知)

第 5 条 市長は、意見の申出への対応を決定したときは、その内容を当該申出を行ったものに通知するものとする。

(審議会の会長及び副会長)

第 6 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(審議会の会議)

第 7 条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第 8 条 審議会は、特定の事項を調査し、及び審議するため、部会を置くことができる。

- 2 部会に属する委員は、会長がこれを指名する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によりこれを定める。
- 4 部会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。
- 5 第 6 条第 2 項及び前条の規定は、部会の会議に準用する。この場合において、これらの規定中「会長」とあるのは「部会長」と、「審議会」とあるのは「部会」と読み替えるものとする。

(関係人の出席)

第 9 条 審議会は、必要があると認めるときは、関係人の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(審議会の庶務)

第 10 条 審議会の庶務は、男女共同参画推進担当課において処理する。

(審議会の運営)

第 11 条 第 6 条から前条に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(その他)

第 12 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 27 年 11 月 25 日規則第 45 号)

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

## 6 那須塩原市男女共同参画審議会委員名簿

委嘱期間：令和 3 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日

No.	選任区分	推薦機関・団体等	氏 名	備 考	
1	学識経験者	(一社)とちぎ市民協働研究会	土崎 雄祐		
2		宇都宮共和大学	笹川 陽子		
3	関係機関	労働行政	黒磯公共職業安定所	R4.4.1～	
4		学校教育	小中学校長会	R4.4.1～	
5		保健行政	県北健康福祉センター		
6	関係分野	人権	人権擁護委員協議会	R4.4.27～	
7		農業団体	那須野農業協同組合	谷口 賢一	
8			市農村生活研究グループ協議会	竹内 ヒロ	
9		商工団体	西那須野商工会	小林 紀子	
10			黒磯那須青年会議所	杉本智恵美	
11		事業者	林工業株式会社	林 雄太	
12		労働団体	連合栃木那須地域協議会	渡部 貢	
13		地域活動	市自治会長連絡協議会	橋本 秀晴	
14		家庭教育	市 PTA 連絡協議会	中野 浩明	R4 総会～
15		保育福祉	NPO 法人キッズシェルター	森田野百合	
16	男女共同参画	輝きネットなすしおばら	田村ひろみ		
17	公募	一般公募	星野恵美子		
18		一般公募	鈴木ひろみ		

## 7 那須塩原市男女共同参画推進本部設置要綱

平成17年6月29日

訓第1号

(設置)

第1条 男女共同参画行政の総合的かつ効果的な推進を図るため、那須塩原市男女共同参画推進本部(以下「本部」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 男女共同参画行政に関する諸施策の推進に関すること。
- (2) 男女共同参画行政の推進に伴う企画及び調整に関すること。
- (3) 男女共同参画行政の推進に必要な調査研究に関すること。
- (4) その他男女共同参画社会づくりに関し、重要な事項に関すること。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

- 2 本部長には市長をもって充て、副本部長には企画部に関する事務を所掌する副市長をもって充てる。
- 3 本部長は、本部を代表し、本部の事務を総理する。
- 4 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 本部員は、別表第1に掲げる者をもって充てる。ただし、本部長は、必要があると認める場合は、本部員としてその他の職員を指名することができる。

(会議)

第4条 本部の会議は、本部長が必要に応じて招集する。

- 2 本部長は、本部の会議の議長となる。

(幹事会)

第5条 本部の会議に付議する事案について協議及び調整を行うとともに、本部の決定した施策の推進に必要な事項を処理するため、本部に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって構成する。
- 3 幹事長は企画部長をもって充て、副幹事長は市民協働推進課長をもって充てる。
- 4 幹事長は、本部長の承認を得て幹事会を招集するとともに、幹事会の議長となる。

5 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるときは、その職務を代理する。

6 幹事は、別表第2に掲げる者をもって充てる。ただし、幹事長は、必要に応じ、幹事としてその他の職員を指名することができる。

(部会)

第6条 幹事長は、幹事会に付議すべき事項について調査研究し、必要な連絡調整を行うため、必要に応じ部会を置くことができる。

- 2 部会は、幹事長が指名する者をもって構成する。
- 3 部会は、幹事長が招集し、副幹事長がその議長となる。
- 4 幹事長は、必要に応じ、関係者の出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 本部、幹事会及び部会に関する庶務は、企画部市民協働推進課において処理する。

(その他)

第8条 この訓に定めるもののほか、本部及び幹事会の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この訓は、平成17年6月29日から施行する。

附 則

この訓は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この訓は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この訓は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この訓は、平成23年1月6日から施行する。

附 則

この訓は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この訓は、平成27年6月1日から施行する。

附 則

この訓は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この訓は、令和2年7月2日から施行する。

附 則

この訓は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

職 名
教育長、企画部長、総務部長、市民生活部長、気候変動対策局長、保健福祉部長、子ども未来部長、産業観光部長、建設部長、教育部長、議会事務局長、選挙管理委員会事務局長・監査委員事務局長・固定資産評価審査委員会書記・公平委員会書記長、農業委員会事務局長、上下水道部長、会計管理者、西那須野支所長、塩原支所長

別表第2（第5条関係）

部局名	職名
企画部	企画政策課長
総務部	総務課長、財政課長
市民生活部	環境課長
保健福祉部	社会福祉課長
子ども未来部	子育て支援課長
産業観光部	農務畜産課長
建設部	都市計画課長
上下水道部	管理課長
教育委員会事務局教育部	教育総務課長

## 8 那須塩原市男女共同参画推進本部の構成

### 【本部】

No.	職名	備考
1	市長	本部長
2	副市長	副本部長
3	教育長	
4	企画部長	
5	総務部長	
6	市民生活部長	
7	気候変動対策局長	
8	保健福祉部長	
9	子ども未来部長	
10	産業観光部長	
11	建設部長	
12	教育部長	
13	議会事務局長	
14	選挙管理委員会事務局長	
15	農業委員会事務局長	
16	上下水道部長	
17	会計管理者	
18	西那須野支所長	
19	塩原支所長	

### 【幹事会】

No.	部局名	職名	備考
1	企画部	企画部長	幹事長
2		企画政策課長	
3		市民協働推進課長	副幹事長
4	総務部	総務課長	
5		財政課長	
6	市民生活部	環境課長	
7	保健福祉部	社会福祉課長	
8	子ども未来部	子育て支援課長	
9	産業観光部	農務畜産課長	
10	建設部	都市計画課長	
11	上下水道部	管理課長	
12	教育委員会事務局	教育総務課長	

### 【部会】

No.	部局名	課・室名	係名	役職
1	企画部	秘書課	情報発信係	主任
2		市民協働推進課	ダイバーシティ推進係	主査
3	総務部	総務課	人事研修係	主査（係長級）
4		危機管理室		主任
5	市民生活部	生活課	くらし安全安心係	係長
6	保健福祉部	社会福祉課	地域共生係	係長
7		高齢福祉課	地域支援係	係長
8		健康増進課	健康増進係	主査
9	子ども未来部	子育て支援課	子ども・子育て総合センター	主査（係長級）
10		保育課	管理係	係長
11	産業観光部	農務畜産課	担い手支援係	係長
12		商工観光課	商工係	主事
13	建設部	都市整備課	都市整備係	主査
14	教育部	学校教育課	児童生徒サポートセンター 児童生徒係	係長
15		生涯学習課	生涯学習係	課長補佐兼係長
16		スポーツ振興課	スポーツ振興係	係長
17	農業委員会事務局		農政係	局長補佐兼係長





## 第4次那須塩原市男女共同参画行動計画

令和5年3月

那須塩原市企画部市民協働推進課

〒325-8501 那須塩原市共墾社 108 番地 2

TEL 0287-62-7019

FAX 0287-62-7220

E-mail [shiminkyoudou@city.nasushiobara.tochigi.jp](mailto:shiminkyoudou@city.nasushiobara.tochigi.jp)

市ホームページ <https://www.city.nasushiobara.lg.jp>